

## 『後水尾院當時年中行事』・『御うぶや以下の次第』 翻刻 付解題

皇室制度調査室

皇室制度調査室では、『皇室制度史料』儀制編誕生・成年式の編修にあたって『後水尾院當時年中行事』に見える、江戸時代の皇子女の幼少時における人生儀礼の記述をしばしば引用したこともあり、その成果を取り入れて最善たる東山御文庫本の全文を翻刻することとした。また併せて同様の内容がまとめられている『御うぶや以下の次第』を、その最善本たる桂宮本『御誕生ヨリ御十三マテノ事』（『御うぶや以下の次第』の二写本）に拠って翻刻し、この分野の研究の便に供することとした。

## (凡例)

- 一、本稿は、東山御文庫本『後水尾院當時年中行事』（勅封六七―六一―一四）及び桂宮本『御誕生ヨリ御十三マテノ事』（函架番号四五七―三三）の翻刻を行うものである。
- 一、翻刻にあたっては、おおむね底本の体裁に拠るが、原則として平出・闕字等は連書し、古体・異体・略体文字は正体に改める。
- 一、翻刻にあたり、新たに読点（、）・並列点（・）を施し、翻刻者の加えた註記のうち、底本の文字に置き換えるべきものは「」、その他の校訂

註および説明註は（ ）をもって括る。

- 一、その他、右述の点も含め、基本的に『皇室制度史料』に倣う。
- 一、検索の便のため、『後水尾院當時年中行事』に記載された項目の一覧表を、翻刻の末尾に付した。併せて参照されたい。
- 一、翻刻の担当は新井重行・柿島綾子・高田義人・福島真理子である。
- 一、解題は、新井が執筆した。

## 『後水尾院當時年中行事』 翻刻

## (序文)

順徳院の禁祕鈔・後醍醐院の假名年中行事などいひて、禁中のことゝもかゝせたまへる物あり、まことにすゑの世の龜鑑なり、されと此比のありさまにハ符合せず、其故いかなれば、世くたり時うつり、とりわき應仁の亂れより諸國の武士をのれく、の力をあらそひて、社領・寺領・公私の所領を押領する事かそふるにいとまあらず、これよりこのかた、宮中日々に零落して、かの建保・建武のむかしにハ似るへくもあらず、時ありて、内大臣信長公あめかしたを掌の内にしてより漸朝廷を經營する事になりぬ、就中東照宮叛逆の

徒をたいらけ、四海の波風をしつめ、絶たるをつき、すたれたるをおこし、上を尊敬し下を憐愍せらるゝ志深かりしかは、金闕ふた度光をかゝやかす、相ついで台徳院太相國、今の征夷將軍左府にいたりて忠節をつくし、ことに百敷のふるき軒端をあらためて、玉をみかきなせる功他日に倍せり、しかあれと、よろつの事猶寛正の比にたにもよはさるへし、御禊・大嘗會其外の諸公事も次第に絶て、今ハ跡もなきかことくになれは、再興するに便なし、何事もミるかうちにかはりゆくすゑの世なれは、せめて衰微の世のたゝすまゐをたにうしなはてこそあらまほしきに、それたに又おほつかなかく成もてゆかむ事のなけかしければ、みてしり聞てしる人のたゞしき事にハあらねと、思ひ出すにしたかひて書付侍りぬ、うとき人にハゆめくみせらるましき物にこそ、

(卷上)

正月朔日四方拜、寅の一剋なれハとくより御ひるなる、常にならします方にて先御手水參る、陪膳上臈袴はかり著て御前に參る、手長是も袴計著て、御手洗をもて參る、陪膳とりて御前にをく、次に御うかひ、椽等の物をもて參る、御手水をはりて後、御湯を供す、これより先になへと御湯をはこふ、刀自とりつたへて御ゆとのをかまふ、御手水の陪膳の人御ゆとのにむかひて、御ゆの冷煖を試ミ、事くする由を申せは、御ゆとのにわたらせおハします、同人御ゆかたひらを奉る、かう藥ハ今もあれとまいるまでの事ハなし、御ゆとのをはりて後、上臈又袴を著て御鬢をかき、御かうふりを奉る、垂纓、かうひねりの御かけ、下の大口はかりをめす、御束帶あるへき爲也、剋限のちんままりて後、清涼殿へなる、内侍燭をもちて御先にゆく、次に勾當内侍

晝御座の御劍をとりて參る、御後二ハ女中御ともす、いつれも袴計ハ著する也、けふより十五日まで、八常に袴をはなたす、清涼殿の北の方にて御束帶あり、裝束し二人參りてめさす、可然近習の人々御前にさふらふ、御裝束の後、同所にて御きよ手水參る、先陪膳の人御前にすゝむ、手長御手水をもて參る、椽を御手洗の中に入、椽の蓋をうち返して、其中に深草かはらけ一つを俯す、かはらけをとらせ給て、御口を三度すゝかせ給ひて後、かはらけをたらひの中へ拋せ給ふ、是より先に陪膳の人椽を御手洗の中よりとり出しうち返したる蓋をし、あらためて御手水をかけまいらす、御手拭にハ大たか壇紙壇をもちふ、件次第御きよ手水の時、毎度如此出御、母屋の北第二間をへて、階間より出おはしまして、東階にかまへたる打板より東庭にくたらせおはしまして、天地四方を拜せさせ給ふ、四方拜の次第ハ今もふるき世のためしにかはらす、しるせるものおほければ、くハしく記するにをよはす、四方拜をはりて、常御所に還御なる、常にならします方にてあしたの物參る、ひしはなひら・梅干・茶などまいりて、御さか月參る、御前にて女中御とをしあり、伊與酌をつとむ、儲君御同宿の時又ハ女御などあれハ御相伴也、しはらくしてあしたの御はむを供す、堅固うちくの體也、まいる所もさたまらず、御心にまかす、朔日・二日・三日・七日・十五日・立春の日ミな同し、これらハ夕方の強供御の時、あしたの御盤を供するか故也、れん臺の中央西にせまりて御茵計をしきて、うけとりを供す、陪膳の人はひさしに候す、二獻參る、初獻ひしはなひら、二獻かへ女中にもたふ、二獻の時はしめて屠蘇・白散を銚子に入、内侍これを役す、白散ハもとより上段の西北のすみにをく、御鏡の前也、内侍れん臺御右の方、をへて白散のもとにすゝみよりて、これを入れて、本路をへて陪膳の人のもとにすゝみよりて、銚子をまいらす、二獻の時うけとり進上の人いつれも天盃をたふ、其後、あさかれいを供す、永

正の比までハ、朔日より十五日まで毎日供したるとみえたり、此比は、朔日・二日・三日・七日・十五日計也、あさかれいにハ不著御事も久敷事とみえたり、但代始にハ今も著御し給ふ也、上臈・中臈・下臈いつれもきぬはうるハしくもきす、ひとへ計をかいいたきて出て、そはにをく、著座の後、釵子をさし、童ハさす、かけ帯はかりをかく、禁祕鈔にハ、ミなかミをあく、三位已上ハ釵子計也なとあれと、近代ハ省略の事のミなれハ也、上臈ハあさかれいに入て北面に候す、中臈ハ臺盤所に南面に候す、下臈も同所に北向に候す、あさかれい・臺盤所もむかしにハかはりて、ちかき世にハ南向にて、東に御座をかまふるかゆへなり、采女・々官等臺盤所の南の妻戸より入て、馬頭盤・金器等のものを臺盤のうへにとりならへて、次第に供す、陪膳の次第ハいかにも相續してよくならひ傳へたれと、そのくさくの名たしかならねハくハしくしるしかたし、陪膳の人御箸をたてゝ撤す、秉燭の後御祝あり、御張袴・御さけなをし・あこめをかさねてめす、是をもの、ぐといふ、うへに生氣の御袍平絹、生氣の方の色也、近年其沙汰なし、慶長の比只一度著せしなり、をかさねてめす、常御所の東の二帖の御座に、生氣の方に向ひて著せしめ給ふ、上臈・中臈・下臈ともに張袴・五きぬを著す、きぬの下にハ必紅梅を著用す、綿の入たる小袖なり、先あしたの御はむを供す、鯛とかいふ御まなをしろきかはらけに入て、同しかはらけをおほひてたてまつる、これをきぬかつきといふ、至極衰微の時節奉り初て、其嘉例をうしなはて、今に奉るとか、蓋をおほふハ彼御まな下さまに専用物なれハ、おほひかくすにこそ、次に強供御を供す、次に二の御盤を供す、陪膳の人強供御のさき中央にある根ふかを二はかり、右の手してをし折て、こはく御の上のをく、又御前の方にあるこまかなるものを少取て、同しく強供御のうへにをく、是も右の手してとる也、次に御箸をとらしめ給ひて、二の御盤にあるかはらけを左手にもたしめ給ひ

て、こはくこを少御箸にてわけて、かはらけに入、又二の御盤にある菜羹く、を少うへにをきてそとまいる、次に平の御盤に御さか月をすへて、（供す、其様中央に）めぐりに深草かはらけ三つ、（三つのかはらけひちつをすへて脱）かさねて九すふ、是をこさか月といふ、都合廿七歟、うへにしたの葉をおほふ、陪膳の人左手に平の御盤をもち、右手にてしたの葉をとりのけ、てうし（醴酒を入、）をとりて御前にさしよす、中央の御盃をとらしめ給ひて、三獻まいる、くはへハなし、又したの葉をおほひて撤す、次に御ゆ（御も）を供す、強供御をとり分られたるかはらけにうけましくてまいる、いづれも體計也、次第に御前を撤す、御さけなをし・張袴をもぬかせ給ひて、小袖に赤きすゝしの御袴・垂纓・くミかけハもとのまゝにて、西の一帖の御座にうつらせおはします、此間に御しも兩三輩ひさしに出て、女中・男のこさか月をしたゝめをく、くたの御盤ハ御手長の御しも便宜の所にをく、もとは御ゆとのゝ上にをかれし由あり、回録（録）已後の里内以外狭少の事なれば、よろつを清涼殿ひとつにてとゝのへられし程に、御ゆとのゝ上ハ御殿の内にあり、此時の事也、是も便宜の所也、陪膳・手長をのゝきぬをハぬきて、常の小袖に袴計を著す、はたにハ白き練貫・紅梅二をかさねて著、如此の時毎度うはきハ裕也、著座の後陪膳の人座を起て、母屋の北の間をへて御前にすゝむ、（御座の右の方、）南の方へそはみて候す、手長の内侍同しく座を起てひさしにひさまつきて候す、御しも御盃をもちて、申の口よりひさしに出て、ひさまつきて手長の内侍にさつく、内侍とりてれん臺にのほりて陪膳の人にまいらす、陪膳御前にをく、次に内侍初獻（ミつさかな、）を供す、御盃を御左方へをしよせて、初獻をたゝしく御前にをく、次に銚子をもてまいる、ミつさかつきの時御箸をとらず、御さか月をとらしめ給ひて參る、（ん、）此間に手長の内侍ひさしにある小さか月の御盤（中央に強供御あり、）をとりて、母屋の南の間をへてれん臺の

中央の間の東のはしらのもとにをく、陪膳御盃を銚子にすへて庇に出て、第一の人の座の前にをき、もとの座につく、手長の御下すゝみよりて、次第にとをす、次に御盃をもてまいる、初獻のことし、陪膳取て御前の御盤にすふ、次に二獻ばう、を供す、みつさかなを御右の方へをしやりて、二獻を中央にをく、次に銚子をもて参る、御箸くたりて御さか月参る、ん、次第にとをりて又御さか月出、此度ハ上臈分勾當内侍まで天盃給はるへきれうに、其數あひのかはらけをかさぬ、かさねなからとりて御盤にすふ、三獻御ま、を供す、二獻を撤して三獻を中央にをく、次に手長の内侍銚子を白散のもとにもて行て、屠蘇・白散を入れて後陪膳のもとにもて参る、御箸くたり御盃参る、ん、三獻目に御くはへあり、御前の御盤を御右の方にくりよせて女中に給はる、天盃をしきあのうへにならへをく、天酌にて御とをしあり、ん、勾當内侍まで天盃給はりて、第二の内侍ハ第一の典侍の盃をこひとりてもて参る、第三の内侍ハ第二の典侍の盃をもてまいる、如此次第にくりもてゆく、勾當内侍盃ハ又人につたへす、男の御とをしの時もて出へき爲也、上臈分の人のさかつきつきぬれハ、又第二の内侍の盃をこひてもて出、人數により如此三反も四反もくりゆく也、ひら御しもハれん臺にいらさるか故に、ひさしの南の東の一間の障子より出て、南のすのこをへて、れん臺の南の東の一間の障子より入て給はる也、次に勾當内侍左手に盃をもち、男の御とをし、右手にさきとりをとりて、母屋の南の間をへて御前にすゝみ、さかつきをさき、燭のさきをと、れん臺の中央の間東の障子をあけてしりそく、男次第に御とをしあり、天酌にてたふ、一獻、人々しりそく、ついてこさかつきのもとにより、こさかつきを給はる、第一の公卿強供御をとりてしりそく、最末の人盃をとりて、障子をさしてしりそく、手長の内侍座を起すゝむ、陪膳の人御前を撤す、

後に参りたるを次第にさきに撤す、毎度如此、事をはりて入御、女中起座、便宜の所にてこさかつき・強供御を給はる、次に御かれいとて、二の采女銚子にさか月をすへて、かはらけのもの二種とりそへもて出て、申の口にて伊豫にのましむ、さかなも同人役す、伊與盃を二の采女につたふ、酌もさかなも伊與つとむ、これよりつきくの采女・女官・女孺にいたりて、同人酌にてをしあり、さかなハ或二の采女つとむるなり、をのくえんさしきにてのむ、これ正月にかきらす、節朔ことに如斯、小朝拜あれは御束帯を著しめ給ふ、四方拜の時に同し、小朝拜の次第ハ又記するにをよはず、事おはりて還御、しはらくありて節會事くするのよしを申せは、又清凉殿へならしまし、御束帯ありて出御、これよりさき内侍二人・命婦二人便宜所にて髪あけす、二のうねめこれを役す、四の采女合力す、内侍二人髪をあげて後、劍璽を案二階厨子也、いづ、なから昇出して、清凉殿の北の上段にしはらく安す、大宋の屏風を引めくらして、内侍二人屏風の外に候す、出御の時これをとりにて議定所の東より出て、母屋の南の第二の間をへて、ひさしの南第一間を出て御さきにゆく、職事とも扶持す、南殿に出御の時ハ非色の者は御後にいらさるか故也、命婦二人ハ清凉殿の東のすのこの北の妻戸より出て御後にゆく、節會の事又次第にゆつりて筆をさしをく也、近年立樂の比還御、其後坊家奏など奏すれば、内侍ひとへきぬ著て大盤所に出て、妻戸の簾のしたより取入て奏す、齒固ハ陰陽頭勘文ニよりて日時をさためらる、若朔日などならハ、強供御已前に参る也、まいる所もむかはせ給ふ方も陪膳等ミなこはく御に同し、先打敷をし、次に酒盞を供す、中央にすふ、次に御右、次に御左、次に鏡、又中央、酒盞の、次に御右、次に御左、次に銚子まいる、酒盞の蓋をとりのけて三獻参る、くは、次第に撤す、平盤計を撤してたかつきをハ打敷の中へ入て撤

す、齒固ハ此比のハふるき圖などハ各別の物也、

二日、あしたの物昨日に同し、こほうしは、きを進上して御はきそめあり、常御所の上段・夜のおと、障子の内などへ袴を著すしてはいらさるか故に、袴の紐を結ひてくひにかけてはく、正月にかきらす、毎度如此うけとりのさか月のついで先とりそめのさか月參る、これらことに俗にちかき事也、いつ比よりの事にか、其様先御盃、次に三方ひとつにひしはなひら・こふ・かや・かちくり・くしかき・かすのと敷こ・あめ・五辛等のさまくの物をとり入て、御前にまいらす、御箸をとらるゝまでもなく、むかはるゝ計にて撤して、ひさしにきて、中藤・下藤あまたすゝみよりて、かのさまくの物をとりわけ、ひしはなひらのうへにつみかさねて、女中かみ・なか・しもにたふ、次に銚子禮酒を入をもて參る、三獻參る、くはへ御さか月二つ參りて、ひとつハ次第二とをし、ひとつハ勾當内侍にたふ、牛飼御禮に參る、清涼殿の西の庭に候す、勾當内侍西面の簾をすこしをし出して、めてたいくと三反いふ、牛飼其こゑを聞てかしまりて退出す、今夜ハ間ことにちらしあふらを供す、夕方の御祝昨日にははらす、くたの御盤ハ昨日のを撤して、その所に今日のをとりかへてをく也、今日のをハあすとりかへ、三日のをハ七日にとりかへ、七日のをハ十五日にとりかふる也、十五日のをハやかて其日撤する也、立春のをハやかて當座に撤する也、女中こよひハ紅梅にかきらす、思ひくの衣裳也、内々の男衆伺公の限り御祝の後、申の口にて御扇をたふ、勾當内侍これを役す、

三日、朝物・うけとり昨日にははらす、夕方の御祝又同し、けふハ女中あひこごうはい、うへに練貫をきる、これを雪のしたといふ、

四日、あしたの物ひしはなひらを供す、七日のをそきて十四日までハ同し、

されと今日より以後ハ、御手水の後むかはるゝ計にて、昨日のやうにハあらす、あしたの御盤今日よりハ常御所にて參る、上段の西の御座に南向に座せしめ給ふ、すゝしの御袴ハめされねとも、御紐はかりにても御膝にかけらる、陪膳の上藤・手長の中藤ハひとへきぬをいたき持て、母屋の南の間をへて御前にすゝむ、上らふハ上段にのほりて北面に候す、中藤ハれん臺にこれも北面に候す、著座の後かけ帯をかく、下らふハひとへきぬを著て、二の采女是も袴を著すの出す御膳を申の口よりとり傳へて次第に供す、先一の御盤、次に二の御盤、陪膳二の御盤を供すれば御飯の前にあるすづき小かはらけの名也をとらしめたまひて、御さはをとり分られて、一の御盤にをかしめ給ふ、次に下らふきぬをハぬきて袴計著て、御汁等を供す、其後きこしめす也、御湯まいりて次第に撤す、一・二の御盤を撤する時にハ下藤又きぬをきる、かのすつきにとりわけられたる御さハは、采女・々官等便宜の所・廊下のやねなどにうちあけて鳥の餌となさしむ、あしたの御盤ハ毎日かくのこし、朝の御盤のまいる時ハ陪膳の外の人も御前に參る時ハ正月ならても必袴を手になりともかくる也、うけとりハ女中の人數によるか故に有無不定也、うけとりまいる日ハ、あさ御さか月まいらす、うけとりハ根本あさ盃なるか故也うけとりなければ、あしたの御盤のついて、十五日のうちハ必あさ盃參る、七日・十五日若立春あれば、其日ハ參らす、夕方強く御まいる故也、御はむすへりて後あさ盃とをる時ハ御はんのく御をすつきに入、何にても御はんの物、御まな御さうしんの時ハ御さう進の物也、一種しろきかはらけに入、三方ひとつにすへて御しももて出て、御さかつきをついてをのくたまはる、三个日の強供御のことし女中ハひさしに常のことくならひ居てとをすなり、(後隔成)舊院の御代のはしめの比までハ、今日千秋萬歳まいれと、正親町院御ことの後ハ御忌月なればまいらす、されは舊院の御代の間中絶により

て、彼者の子孫ともものゆくゑもしらす成行て、今ハまいらす、今日わたりよ  
り宮門跡・御ひくに衆なとより年始の御文まいる、伏見殿よりハすゑのも  
の女房、持て参る、勾當所にて帶をたふ、こなたよりの返事も火司・かなへ  
とにもたせて参る、御寺の御所よりのつかひにも帶をたふ、此外其沙汰なし、  
伏見殿・八條殿等の宮方へハ御扇をまいらせらる、勾當内侍文そひてかなへ  
ともちて参る、

五日、あしたの程てをのはしめあり、内侍所の前にてあり今日ハさくら町の千秋萬歳ま  
いる、清涼殿の西面に御座をかまへて御覽あり、三さかなにて一獻参る、女  
中とをりて後、議定所にて内々のおとこ衆御とをしあり、勾當酌にて伊與さ  
かな也、舊院の宮内卿かたりしハ、もとハ四日に参る千秋萬歳ハけふのこと  
く清涼殿の西面にて御覽あり、五日のハ南の方あさかれいにて御覽あり、お  
とこ衆も南の妻戸より参りて御とをしありしと也、されと此比ハ五日のミま  
いれは、便宜の所なるによりて西面にて御らんあり、

六日、夕方年越の御さか月、常御所にて一獻三さかな、参る、如此の時女中の衣裳綿の  
入たる物をも用ふ、但き  
らの物也、からあや・りんす等又くるしからず、はふたへなどをハ不著用、十四日・大晦日又  
同じ、節分も同じ、但是ハ御さか月よりすぐに別殿行幸なれハ、其時著あらためむも造作なる  
によりて、初よ  
り給をきるなり、ちらしあふらを供す、

七日、あしたの物に御ミそを供す、夕方御ミその御盃一こん参る、まいる所  
も陪膳・手長等のさほうもあしたの御はんに同じ、四日の所にみえたり、女  
中にも御ミそ御前にてたふ、上らふのかきりハ御前のおしきにすふ、中らふ  
已下ハかはらけ計也、よろつものみなかくのとし、但おしきに直二すは  
るものは、中臈・下臈にもおしきにてたふ也、夕方の御祝・強供御を供する  
次第のことゝも皆前に同じ、白馬節會出御已下の事共元日に又同じ、  
八日、今日より後七日の御す法あり、御祈奉行御撫物を申出す、内侍ひとへ

きぬ著て臺盤所の南の妻戸の簾の下より出す、御撫物ハ御鏡なり、廣蓋にす  
へて御なて物つゝみにつゝむ也、眞言院の御修法ハ久敷絶て、元和の比まで  
ハ太元帥法のミ宮中にてハ行はれしを、故三寶院義演、再興あり度事と歎申  
さるゝ由、傳聞て、長祿已來絶たりしを、元和九年再興してよりこのかた懈  
怠なく年々行なはるゝ也、其後をこなはるへき別の御殿もなければ、太元帥  
の法ハ寺にてをこなはるゝ也、是も御撫物を申出す、御なてもの出す様ハ每  
度同じ、前にみえたり、此比諸禮とて、宮門跡・攝家方・御比丘尼衆・外様  
衆・院家・諸寺の僧・醫師にいたるまで、年始の御禮を申、慶長のはしめつ  
かたまでハ一人二人つゝ不時に参りしを、近年ハ日をさためられて、をの  
く参りあつまる事になりぬ、法中ハ修正二ひまなけれハ、今日までハ参内  
せず、近年はゝかる事のやうになりて、入道・あまふせひもまいらねハ、八  
日より以後の事也、されハ醫師など御用ある時、八日よりうちにめさるゝ事、  
又常の事也、諸禮の日ハ御引直衣に御下かさね・御前張或すはしの  
御はかまをめす、  
内々の宮門跡・攝家方等ハ勾當局より伺候也、先局にて一こんあり、其後常  
御所にて御對面、二獻まいる、二こんめハ第一の人の酌にて進上あり、をの  
く天酌にて天盃たふ、御比丘尼衆も同じ、日野・烏丸・柳原ハ外様なれ  
と、常の御所にて御對面あり、たれにても申つく、御禮申て後さし席御ひさ  
つしざるの角の疊一帖を撤してさし席一枚をし、  
此さしむしろ正月朔日より敷て正月申ある也、に候す、御陪膳に候すへき人・手  
長の人・職事、等かねてより申の口に伺候して御さか月を供す、次に三さかな  
御前にまいりて後、さし席の衆にもすふ、六位藏人これを役す、ひさしの西  
中央の間の北の方をあけて道とす、手長の人酌にて天盃たふ、ひさしの中央  
にすゝみ出て給はる、本座にかへりて三さかなをとりて、一人つゝしりそく、  
各しりそきて後御前を撤す、入御、是ハ外様ながら内々をかけたる心也、此

うち日野ハ武家の傳奏にさためられて後、内々にめしくはへられて、右のうちにはいらされ共、ちかき比までの事なれハ、三人の名をあげたる也、もし諸禮十五日以後なれハ十五日已後ハ三さかなを用されは、こふあはをすふる也、院の女中なとまいらるゝ事も十五日以後なれハ、此定也、正親町院へ後陽成院の女中年始にまいりし時も、若十五日已後なれハこふあはをすへられしと宮内卿かたりし也、外様の攝家衆、外さまの門跡衆、外様の番衆、院家・諸寺の僧等ハ清涼殿の北方にて御對面あり、八幡別當・本國寺・清水寺・本願・醫師やうのものは小御所にて御對面あり、

十一日、奏事始あり、去夜より御神事也、神事入の御行水の後、服者・月のさハりの人ハ御所へまいらす、局々までハあらためらるゝに及はす、引なをし御下かさね、めさしまして議定所に出御、神宮奉行申次して、神宮傳奏西の遣戸より入て候す、御きそくをうかゝひて圓座につく、奏事の目録を笏に取そへて座につき、笏をゝきて目六をよみ申、一个條々々々にて御きそくをうかゝひ、よみをはりて目六を卷、又笏にとりそへて圓座を下て平伏す、次に入御、是も根本十一日にハ限らぬ事なれと、旬なれハとて近年大概十一日也、

十四日、年越の御さか月常御所にて一こん參る、今日もちらしあふらを供す、十五日、あしたのものあかのかゆを供す、御かゆの御さか月まいる、女中にも御前にてたふ、七日の御ミそに同し、夕方の御祝・強供御等前に同し、次に清涼殿の東庭にて御吉書の三毬打近き記に小三あり、三毬打ハ近年山科進上す、進上して、其嘉例をうしなはて、今ハ御代官ならでもしん上するなり、清涼殿へわたらせおハします、勾當内侍ひとへきぬを著て御劍をもち御さきにゆく、又こと内侍御吉書を硯の蓋にすへてもちて御後にゆく、母屋の東のひさしにかまへたる御座につかしめ給ふ、勾

當内侍御座に御劍をゝき、こと内侍のもちたる御吉書をととりて、同ひさしの南第一間の簾のしたよりさし出せハ、藏人さしよりて御吉書をととりて東階にのそむ、修理職の者慶長の比までハすあを、階にすゝみて御吉書を給はりて三毬打のもとにあゆみより、御吉書を入れて歸り參る、藏人階の南にある燭臺の蠟燭をととりて、修理職の者にあたふ、又三毬打のもとに行て火をつく、牛飼・仕丁しつとくを著す、等こゑをあげてはやす也、事をはりて三毬打の竹二本を御吉書のすはりたる硯の蓋にすへて修理職の者もて參る、藏人これをととりて御吉書いたしたる簾のしたへさし入、内侍とりて御所にもて參る、

十六日、けふより以後あしたのものにハあかのかちんなどをたてまつる、今日も御かゆを供す、御祈禱あり、阿彌陀のゑさうを御三間にかけて、向にし、香華をそなふ、御前或御代・女中・上臈分ハ念佛七萬反、觀音經二卷、心經三卷、融通念佛十二反、光明眞言十二反、中臈已下ハ念佛六萬反、觀音經一卷、心經二卷、ゆつう念佛・光明眞言ハ同前によまさせらる、踏哥節會出御以下の事前に同し、

十七日、今日もかゆを供す、舞御覽あり、清涼殿の東庭に左右の樂屋をかまふ、庇に翠簾かけわたして御見物所とす、先鶴の庖丁あり、小預是を奉仕す、事をはりて御太刀をたふ、藏人東塔に(みてこれを下す、かしこまりてしりそく、次に樂所奉行舞の目八をもちて東階にのを脱)のそむ、左右の樂人二人階下にすゝみて目六を給てしりそく、振舞・三枩等常のことし、宮門跡・攝家方見物にまいらる、御相伴にて一こんあり、手長の人藏人頭、或五位藏人、酌にて、御前にて公卿・侍臣御とをしあり、

十八日、けふも御かゆを供す、三毬打あり、また曉よりもよほしたつ、弓場代にて此事あり、朝餉にて御覽あり、女中臺盤所に候す、公卿・侍臣ともにすのこに候す、大こく役者を召くして參る、かつこ・棒ふり・かくし太鼓等

の事あり、ことはて、常御所にて一獻あは、まいる、うちくゝにハ例のひしはなひらにて御祝あり、

十九日、御會始あり、題兼日ふれらる、宮方へハ勾當内侍奉書にてまいらす、入道親王などへハ宮方よりつたへらる、攝家方・同門跡・大臣などへハ和哥の奉行よりつたへまいらす、其外ハ和哥奉行折紙ひとつに書つらねてふれしらする也、秉燭の比各參あつまる、生の御袴・御引直衣・粕をかさねてめす、清涼殿の北方西向の御座に著御、如此常御所より清涼殿へ出御の時、男衆御むかひに參る、先常御所の上段の中央の西向の一片の御座に著御、第一公卿上段の南面の西第一間の障子をあく、中・少將のうち先入て御剣をとりて、すのこに候す、次に御、入夜の時、下藁殿上人燭をとりて御先行、公卿・侍臣御後にゆく、次に宮方・攝家方著座、法中ハ斟酌にて毎度不參、懷紙ハかりしん上也、次に講師著座、講師の氣色を待て講師著座、次に發聲著座、次に講頌の衆をのく、參りよる、講しはて、各退、次に入御、宮・攝家方等起座、常御所にて一獻あり、宮方・内々の攝家衆ハ御相伴、其外ハ清涼殿にて勸盃あり、うたひなとうたひてにきハし、廿日、こふあは・へたくゝのかちんにて御祝まいる、これらも俗にならふ事とみえたり、

二月朔日、あしたの御盤のついてあさ御さか月參る、如例、正月四日にみえたり、朝餉まいる、夕方の御祝あり、大概正月に同し、小さか月・白散などのなき計也、初獻かちん、正月ハミつさかな、れハ御箸をとられす、これハ御はしくたるなり、まいりて、かちんこふを御前のおしきにすへて、女中にもたふ、上らふ・中藁の分ハ御前にてたふ、下らふにハかけにて給はる也、又ひしするめを同しおしきにすへて、あかき箸をそへて、勾當内侍右の方にをく、これ各のさかなの料なり、二獻御まを供する時、初獻をハ御左の方へをしよせて、二獻を中央にをく、初こんを撤せざる時毎度此定也、三獻目の御さか月、けふハ女中の人數かはらけをかさねあけて、御盤にすへてもてまいる、残らす天盃を給はるへき爲也、勾當

内侍までハあひ、中らふ分ハ三と、下藁ハしろきかはらけ也、つミかさぬる時ハ次第にちいさきかはらけをうへにをく、三獻菓子、を供して御銚子出て、御盃參る時にハしろきかはらけ・三との分ハとりのけて、下なるあひにて參る、正月にハ御かうふり、垂纓也、けふハこしかミにて、生の御袴也、事はて、入御の後、女中猶座にありて、御嘉例とかいひて、銚子にさか月すへて御下もていて、次第にとをる也、かのひしするめのさかなも此時とり出す也、此外ミな元日に同し、

十五日、御三間のひかしの方に北首西面に涅槃經像をかけて、前に机をき、香華・佛供餅、等をそなふ、又佛前便宜の所に柳の枝をたて、捧物をかく、御の御ほう物、院・女院・御所々々などはもちろん、女中、内々・外さまの番衆、采女、々官にいたるまでたてまつりあつめたる物ともを佛前にをく、少分の物ハ柳の枝につく、秉燭の後舊き御ゆとの、上の日記にハ、或翌日・一捧兩日以後の事とみえたれと、近年如此、捧物共の鬮とりあり、禁中よりも院・女院へ御捧物參る、般舟三昧院へも杉原十帖・扇一本參る、女中衆よりも扇まいる、下行あり、

廿二日、水無瀬宮の御法樂あり、一夜御神事也、御行水の後、月のさはりの人御所にまいらす、局にハ候する也、兼日或御當座時宜による歟、但大概ハ兼日也、四五日已前題をくはらる、其様御會始に同し、正月十九日にみえたり、短冊ハこたかたんし一枚をたてさまに二つに折てつゝ、上下のあまりをし折、柳筥にすへて水引白紅、にて結て札をつく、水無殿御法樂或宮、來廿二日、瀧脱、此定也、當日各詠進の短冊をとりあつめ、次第にかさねて硯の蓋にすへて、常御所のにしの御座にをく、御行水まいりて、先毎朝の御拜あり、次に御拜の御直衣なからかの御座に著御、水無瀬の宮の方にむかはせ給て、よみあけさせ給ふ、微音、外へきこえさる程なり、前三日已來鳥味を供せず、



廿五日、聖廟御法樂あり、御神事已下水無瀬宮御法樂に同し、短冊の札ハ聖廟御法樂來廿五日、此定也、

三月朔日、毎事二月朔日に同し、

三日、あさ御さか月まいる、朔日に同し、鬪雞あり、兼日極藤殿上人のかきり觸もよほして、各鶏を進上す、牛飼兩人參りて雞を合す、高遣戸にて此事あり、あさかれいより御覽あり、朝餉まいる、例のことし、夕方の御祝あり、女中こよひの御さか月より二つゑり也、初獻強供御、御前にまいりて、女中にもたふ、三獻目の御さか月は正月のことく勾當内侍まで天盃たふ、三こん目の銚子二桃の花をきさみている、此外ミな朔日に同し、ふるき御ゆとの上日記にハ、ミの日にあたらさる時も三月三日ニハ御人形まいりて、御なて物御ひとへそひて出るなとやうにあれば、此比ハさしもみえず、巳の日計たてまつる也、慶長の比までハ賀・安の兩家進上せしかと、賀家ハ斷絶しぬ、今の陰陽頭幸徳井ハ賀家の庶流なれと不堪の事おほし、陰陽頭ハ人形をたてまつらてハかなはぬ物なれと、傳受なけれハせひなくて、今ハ安家のミそ進上す、人形ハ辰日しん上して此御所にてきぬをきせしむ、これ女中の沙汰なり、其様練絹を方寸餘に裁して角かけて刀にて穴をあけて、人形ひとつくをさし入、絹を刀めより二つにをし折、とりかさねて結也、如此して其夜ハ御枕かみにをきて、翌日巳の日の巳の剋に申出せハ出さるゝ也、これもちかき比まで御なて物御ひとへそひて臺盤所の妻戸より内侍出すなと御ゆとの上の日記にハあれと、今ハさ程の事もなし、此月ハ巳の日ことに人形まいる也、

四月朔日、毎事如例、けふよりをき炭の火鉢此名目いつ比張うらのあはせ、を撤す、こよひの御さか月より女中ひとつゑり也、うはき、ひとつを著也、此月ハ諸社

の祭おほけれと、今ハさせる神事もなし、後奈良院御記天文比、なとまでハけふハ日吉の癸の神事もなとあそはされたれと、此比ハ神事の沙汰もなし、賀茂の祭の日ハ社司ともあふひを獻す、あふひ七葉をつらねてかつらの枝につけて簾の壺にさす也、一間に二所つゝかくる也、

十六日、けふより黒戸にて夏花をつませらる、上らふ分の人これをつとむ、伊勢・内侍所三葉つゝ、日二葉、月二葉、賀茂下・上二葉つゝ、貴船・春日・住吉・平野・玉津島・祇園・稻荷・多賀・山王・八幡・御靈・天神已上二葉つゝ、諸神七葉、荒神・觀音・愛染・不動・文殊・虚空藏・地藏・聖天・薬師・毘沙門・大黒・釋迦・阿彌陀已上二葉つゝ、諸佛七葉、御先祖七葉、六道・三界衆生七葉、此外亡者などは御心さし次第也、時宜にあるへき事也、

五月朔日、毎事如常、

四日、さうふハとのもむれうふくとあれと、此比ハ丹波國小野といふ所より獻す、同所の者あまた參りて御殿ことにふき渡す、あやめのまくらうすやうにつゝむ、一對、こよひ御枕もとにあり、うすやうハ極藤調進す、御枕ハ勾當内侍より出す也、其様昌蒲をたけ五六寸はかりにきりて、五寸まはり計に跡さきをかうひねりにて結て、兩方のこ口によもきをさしはさむ也、

五日、あしたのもの、ちまきを供す、朝盃・朝餉等例のことし、けふハさうふの御湯まいる、よへのさうふの御枕一對をうすやうにつゝみなからかなへとに出す、かなへとかうひねりを引ときて御ゆに入、御ゆとの御湯の中に昌蒲ハみえねと、にはひはなはたし、清涼殿の東庭鬼の間のとをりに、高欄にそへてさうふの御殿とかいふものをたつ、あやめのこしなるへし、あやめのこしハ六府の沙汰とみえたれと、いかなる事にか、此比ハ東坊城家より材

木・下行等のものを出して、衛士をしてつくらしめてこれをたてまつる、又内侍所の西にもたつ、是ハ梅がはたと云所より材木を出して、是も衛士つくり調進する也、梅かはたハもと右衛門府領也、今ハ菊亭家領となりたれと、むかしの由緒によりてかの材木をたてまつるにや、東坊城にもかほりの故〔カ脱〕ハありもこそすらめと、其家にもしらす、聞傳へたる人もなし、又衛士かつくるもいかなる故にか、あやめのこしハ三日ニハ南殿の階の東西にたて、四日にハあさかれいの庭にたつるよしあれハ、これにこそ南殿ノ階の東西ハ内侍所の西になり、あさかれいの庭ハ鬼の間ともあやまるへき事也、夕方の御祝、けふハ初獻にちまきを供す、女中にもたふ、三獻目の御銚子に昌蒲の根をきさみて入、男の御とをしの時、勾當内侍五とのかはらけをもて出、あたらしき盃也たゝしこれハ舊院の御時よりの事也、上戸にハひとつ給はるへきための事也、女中の衣裳けふよりすゝしうらのねりを用ふ、此外ミな三月三日に同し、今日ハ御所々々くす玉をかけてまいらる、一兩日已前此御所より給はる也、いと所のくす玉を御帳の左右のはしらに結びつくなと假名年中行事にハあれと、此比ハ沙汰もなくなりぬ、

八日、いま宮の祭なれハ安家物忌のふたを進上す、御冠の中子の中につけらる、其餘ハ御所々々・女中衆にもたふ、各もとゆひにつく、洛中の祭ことに如斯、

十五日、けふも物忌の札まいる、

十六日、御祈禱正月に同し、

六月朔日、けふハあしたの物にこほりかちんを供す、夕方の御祝に初獻にそへてこほりかちんを供す、二獻を供する時、初獻にそへて御左方へくりよす、女中の衣裳けふよりハまるすゝしを著す、其外ミな如例、

七日、祇園會なれば安家物忌の符をしん上す、前におなし、

十四日、今日も物忌の符まいる、祇園會の御さか月こふあはにすふ、一獻、こは御、常御所れん臺にてまいる、

十六日、兼日各嘉定をたふ、院・女院などへハ勿論參る、御所々々・攝家方・門跡方其外人々時宜によりてたふ、さたまりたるやうなし、常にならします方にて嘉定、何にても七種をとりならへて御前に供す、親王御同宿の時、女御などある時御相伴也、御前を撤して後、女中各かつうを持參して御前にて給はる、今日は女中の衣裳すゝしうらの練にこしまきをするなり、こしまきハねりにても、まるすゝしにてもおもひくゝ也、内々のおとこ衆ハ兼日なかはし方よりふれもよほして參る、常御所の南面をとりはなちて、ひさしと申の口との間に翠簾かけわたして、女中見物の所とす、男衆をのくゝおもひくゝにかつうを持參してすのこに候す、公卿一列、殿上人公卿のうしろに又一列也、上段の南の端にしとね計をしかせおはしまして御見物也、とりくゝかつうを給はりて、下らふよりしりそく、更に又各すゝみ出てもとの座につく、六位藏人銚子・さかなの臺なども出て御とをしあり、五とのかはらけなど出てうたひなとうたふ、毎度酔過たるものおほくてにきはし、

晦日、けふハ御ゆるすまいりて御くしをあらふ、かなへとみたらしの水をくみてこれをとゝのふ、典侍二人御ゆるすのきぬ禁秘鈔にゆまきとあるハ此きぬにや、を著て御くしをあらふ、一人ハゆをかけまいらするなり、大典侍御くしをあらひて、御祝に銚子をしん上す、御ゆるすの人々に御たらしの水の御ゆをたふ、ミくらミな月の輪を調進す、内侍所の刀自とりつたへて臺盤所の臺盤のうへにをく、御引直衣めさしまして、朝餉の御座につかしめ給ふ、上臈一人例のひとへきぬをいたきて御前にすゝむ、著座の後かけ帶計をかく、中臈ひとへきぬを著

て臺盤のもとにより輪をとる、麻の葉をさしたる竹をハぬきて麻の葉計を輪にとりそへて、御前にもてまいる、上臈とりて御座の上をく、麻の葉を右の手にとらせまします、上らふ輪のはしをもたく、先左の御あしを踏入給ふ、次に御右、ミな月のなこしのはらへする人ハ、千とせの命のふといふ也と云哥を御口のうちに唱給ふ、これらも俗にならふ事にや、されと後成恩寺關白の公事根元鈔にも此事かゝれたれば、いかさまむかしより世俗にありける事とみえたり、上らふもたけたる輪をおろしたてまつる、輪二つを越て御うしろさまに出おハします、此定に三反いらせましくて、御手にもたせ給たるあさの葉ををかる、上臈輪にとりそへて撤す、中臈もとのことく臺盤のうへをく、次に入御、其後臺盤のうへなる輪を女孺とりて御所にもてまいる、女御などあれハ御三間にて典侍いれまいらす、其外の女中ハ御しもいる、入人もいる、人もひとへきぬを著す、服者・月のさはりの人などはいらす、次第に入はて、後、輪を東のすのこにさし出して簾ミなたる、六位藏人便宜の所より参りて輪のもとに候、内々の男衆次第にす、み出、藏人輪をもたけて、いる事をはりて、藏人しりそく、輪をハ又とり入て下々へくたす、采女・女官・女孺・御物し・局々の宦女にいたるまでミな入をはりぬ、御三間のたれたる簾あけ渡せは、引なをしめさしまして御座につかじめ給ふ、女中著座、上臈一列御座の左方、南上、東面、中臈一列御座にむかふ、東上、南面、例のことし、陪膳・手長座を起て先御さかつき、次に初獻白瓜、茄子、を供す、御さか月まいりて女中にとをる、次に二獻唐瓜、を供して已後男をめさる、公卿ハすのこの疊につく、殿上人ハ公卿の座のうしろに候す、次に藏人瓜をもて出で、各一鬢をたふ、公卿ハ座ながら、殿上人ハ公卿の座の末にて一人つゝ召出してたふ、銚子出て御箸下る、各これに應す、此間藏人かはらけのものを公卿の座の前に

をく、御盃まいりて女中にとをる、下臈の酌常のことし、最末の御しも給て後、伊與銚子と盃とをもちて出、藏人なけしのもとまです、みよりてこれをとりに男にとをす、是又公卿ハ座ながら、殿上人ハ召出也、事はて、公卿座をくたりて平伏、次に入御、女中起座、次に男退下、

七月朔日、夕方の御祝等如例、

七日、梶の葉に哥をかゝしめ給ひて二星に手向らる、御引なをしめして御三間の御座に著御、陪膳の人例のきぬをいたきて御座の前にまいり、かけ帯計をかけて候す、内侍ひとへきぬを著て御硯をもて参る、其重硯の中の硯七をとり出しひろ蓋にすふ、二とをりにならふ、上に三、下に四也、芋葉に水をつゝミてゆひてひろ蓋の上の方の御右の方の角によせかく、あたらしき筆二管・墨一挺を硯の傍にをく、梶の葉七枚をかさね、同じ枝の皮七筋・索麴七筋・さく餅二を三方にすへて御前にをく、七の硯に芋葉の中なる水をそゝかせ給ひて墨をすり、かちの葉一枚つゝをとりにて哥をかゝせ給ふ、或當座の御製、或古哥、定様なし、硯七面をかへて一首つゝ書をはらせ給ふ、古哥ならハ座の御製ならハ一、首を七枚二被書也、陪膳の人かちの葉七枚をかさねて索餅二を中に入れてをし卷、上下を折てかちの木の皮七筋・索麴七筋をもて十文字にしゆひて出す也、女官便宜の所のやねにうちあく、この中なる物に心をかけて烏などのかけてゆく事毎度の事也、御硯は院・女院・親王・女御等御座の時、次第にまいらせらる、御物し・右京大夫などもてまいる、けふの御れうにとて前一兩日のうち上臈よりちのわを調進せらる、御所々々・女中衆ニたふ、をのく袖に付らる、主上のも進上あれと御袖ニ付らるゝまての事ハなし、二親ある人ハ輪三金、銀、紅也、かた親ある人ハ輪二金、銀、紅也、二親ともになき人ハ輪一金、銀、紅也、朝盃・朝餉等如例、夕方の御祝初獻、そろ、御汁を供す、かはらけに少御

汁をうけられて後、少つゝ三口めす、御かへまいる、又二口めす、次に索餅を供す、これも御箸くたる、次に御盃御ままいる、二獻御ま、三獻から、を供す、女中にも御前の御しきに半ハそろく、なかは、索餅入てたふ、三こんのからうりも御盤に入ても出て、一鬢つゝたふ、今夜星の手向の和哥兼題にて各詠進す、講せらるゝまでハなし、たゝとりかさねてをかるゝ計也、毎年一首懐紙也、若ハ七首懐紙あり、御遊あり、勿論御所作堂上・地下の樂人伺候、〔盤〕槃涉物七なり、但御遊ハ有無不定也、

御めてた事、益前此事あり、日限さたまらず、兼日宮門跡・御比丘尼衆・内々の男衆ふれもよほされて伺候あり、正親町院の御時までハ宮門跡・御比丘尼衆等しこうあり、舊院の御時たゝ一度をのゝしこうにて今出河前右府公晴季なども座につらなれしと也、其後ハ各めしハあれとも伺候なし、長座窮屈の人々暑氣たへかたきによりて斟酌あるなり、其故に日をかへて祇候あれハ、是も御三間にて二獻まいりて天盃たふ、天酌までハなし、をのゝ祇候の時ハ十一獻、十三こんをよひて夜あけはなるゝ事のミにてありけると也、今ハさまでハなけれど、毎度暁天にをよふ、御座已下公卿の座にいたるまでかまへやうみな月に同し、女中をのゝまろすゝしを著用、先初獻ばう、御さか月一こんまいりて女中のミとをる、二獻そろ、御そへくしまて供して後男をめす、公卿すのこの座につく、藏人そろくを公卿にすへわたして後、内侍御まへの御汁をもて参る、公卿にも汁をたふ、御箸下る、内侍御かへをもて参る、公卿にもたふ、藏人すゝの鉢に入てもていつ、公卿給はりて御さか月まいる、女中とをりて後藏人酌にて、公卿ハ座ながら、殿上人ハ公卿の座のすゑにて召出してたふ、其後公卿の座のうしろに候す、三獻御ら、ハ第一の上臈の酌なり、女中の座をいさり出て、女中・公卿已下召

出て御とをりをたふ、四獻まん、御そへくしあり、ハ次の上らふの酌也、もちろん御前の御陪膳御とをしのやう前に同し、五獻鳥、ハ天酌也、六獻瓜、を供すれば公卿・侍臣にも瓜をたふ、みな月のことし、御箸下て後各給はる、此度ハ又次の典侍の酌也、もし上らふの人不足の時勾當内侍人数にくはゝる也、七獻ひと、を供して後、五すへを供す、御右の方の端にあり、此度ハ公卿の酌也、第一・第二をいはず公卿の中可然人也、女中ハ座ながら、男ハ召出さる、酌の人の手前ハ次の人酌にかはる也、常の事也、天盃酌也の比よりうたひなとうたひて、公卿の座の前にかはらけのもの二出る也、天酌の後公卿たかひにとりてあたふ、事はてゝ入御のやうみな月に同し、

十四日、方々より燈籠進上、今日ハ二親相くしたる人計祇候にて燈籠の火と

もす、十五日、けふも燈籠の火とす、夕方の御祝御三間にてまいる、御座・公卿座已下みな月におなし、先御さか月を供す、上臈・中臈ハ例のひとへきぬをもて出てかけ帯計をかく、下臈ハひとへきぬを著す、初獻はすの、次に二の御盤、次に御汁、鳥、次に銚子出、陪膳の人はすのく御の緒をときて引ひろけ、又ちいさくつゝミたる品々の物のうち、けふハ御精進なればさうしん計也のものを一種、是も緒を解てひろく御箸をとらせ給ひてまいる、次に御盃参る、次に御ゆのひさけをもてまいる、御汁の御盤にすへたるかはらけをとらせ給ひて、御湯をうけてまいる、次第に御前を撤す、さかつきの御盤計を残して二獻、御まなを供す、其後男をめす、公卿例の座につく、女中・おとこ御とをし如例、次に御さか月五と、参る、次三獻、瓜、を供す、今日ハ男に瓜を給らす、天酌にて御とをしあり、是よりさき公卿の座の前かはらけのもの出、例のことし、事はてゝ入御、

十六日、燈籠の御返しをたふ、攝家方へハたまはらす、

十八日、物忌の符まいる、前におなし、

八月朔日、けふハ御たのむとてをのく思ひくゝの進物をさゝく、返しをた

ふ、儲君親王よりハたんし十帖鳥子一枚を横に折て、又三にお

れハ都合八におらるゝ也、腰に同鳥子を五分計二切、

女房ひいな帯の如くにしてさし入、是を一帖として十帖かさね、杉原の紐のこ

とく又鳥子をたゝみて捻の紐とする也、紐のたけハハ見合恰好次第に調る也、にはい

一つゝミをすへてまいる、陽明よりハ中たかたんし十帖に御扇まいる、勾當

内侍よりはたんし十帖に御帶二筋參る、あすかゝよりハ短冊百枚柳筥にすへ

て參る、高倉よりハたんし十帖に御くミかけ二筋參る、水無瀬よりハ御やう

し木一結・箒二本まいる、典薬頭よりハさかう丸、鴨の社務ハむしこなとし

ん上す、是等ハ大方さたまりたる事也、其外諸家ハ大概御太刀をしん上す、

人々の名字を書て札をつく、札計をとゝめをかれて太刀をハかへしたふ、將

軍家よりハ馬・太刀しん上也、太刀を此御所のを申出して進上の分也、臺盤

所の妻戸より勾當内侍とり入、武家の傳奏披露也、もとハ太刀もしん上とみ

えて、舊き御ゆとのゝ上の日記などには銘などしてあり、いつ比より申

出さるゝ事にか、馬ハ左右馬寮の官人引て出、朝餉にて御覽あり、御返しに

ハ大たか壇紙十帖にうち枝此比橘の七、勅作入てたふ、陰陽頭札進上、御殿

の柱にをさる、牛飼御禮に參る、正月に同し、あさ盃・朝かれい等ミな如例、

夕方の御祝初獻にそへて尾花のかゆはきの、を供す、これも初獻のうち也、六

月朔日のこほりもちゐるなどの類也、まいりやうも同し、

十五日、名月の御さか月常御所にてまいる、先芋、次に茄子を供す、茄子を

とらせましくゝて、萩の箸にて穴をあけ、穴のうちを三反箸をとをされて御

手にもたる、御盃まいりて後御前を撤す、清涼殿の東の庇にかまへたる御座

にて月を御覽あり、かの茄子の穴より御覽して御願あり、これらも専世俗に

流布の事也、禁中にハいつ比よりはしまれる事にか、

十八日、物忌の符參る、御靈會の御さか月こふあはにすふ、一獻こは御、まいる、常御

所にて參る、

九月朔日、毎事如例、

八日、内藏頭菊綿を獻す、女中の沙汰として菊の花につくりて、院・女院・

御所々々・女中等にたふ、后ハおハしまさぬ時も、后の御れうとて少小かた

につくりて、菊の枝におほひておしきにすへて、御障子のうちををく、内侍

ひとへきぬ著てもて參る、常御所の西庭に菊をすふ、大こくこれを役す、下

行あり、夕方常御所にてこふあはにて一こん參る、其後西のすのこに出おハ

しまして砌下にすへたる菊に綿をおほはる、綿つゝミあり、ハ陪膳人もてまいる、

一人のれう白三輪・赤三輪・黄三輪、都合九輪也、主上・院・女院・中宮・

親王などのハこ菊とかいひて、菊の花の上二しべのやうに小輪あり、白きに

ハ黄、あかきハ白、黄なるには赤をのする也、女中も次第に持參しておほ

ふ也、綿ハきせはてゝ、つゝミ紙ハ菊のもとに残しをく、次の人つゝミ紙を

又そのうへにかさぬ、各如此しはてゝ後、又一人の料を折敷にすへて菊のも

とにをきて、内々の小番の衆めす、をのくゝこそりておほふなり、

九日、毎事三月・五月等の節供に同し、夕方の御祝より女中の衣裳二ゑり也、

うはきハ猶生裏を用ふ、此事不審、三獻目の銚子に菊の花をきさみて入、けふも一

首懷紙、重陽宴の心也、各詠進七夕に同し、舊院の御時九首の事あり、其後

又一度あり、けふも講せらるゝまでハなし、

十三日、八月十五夜に同し、

十六日、御祈禱正月・五月に同し、

十月朔日、毎事如常、けふより常御所御座のにをき炭の火鉢をゝく、炭のた

てやうあり、今日より女中綿の入たるものを着用、九月中ハ綿の入たるものをきす、さむき時ハあはせをとりかさねて著也、夕方の御祝より張うらのねりをきる也、

るのこ、亥にあたる日也、あしたの程御けんてうを供す、御いきをかけらる、それを人々申出したかひて給はる也、御所々々・親王・攝家方・門跡・御比丘尼衆・大臣等、其外々様衆・八幡別當・醫師等にいたるまで小たか壇紙（種）につゝミてめゝかくにすへて、水引にてゆひて出さる、内々男衆、院・女院の女中、御所々々の上らふ、同乳母などの申出すハ杉原につゝミて出さる、杉はらにつゝミたるハかくにもすはらす、畢竟或賞翫の人、或外様の人にハ小たか壇紙二つゝミたるを給はる也、つゝミ紙の中に入物ハ、初度ハ菊と忍ふと、中度ハもみちとしのふと、後度ハ銀杏と忍ふとなり、銀杏の葉に申出人の名を書いてつゝミかみにさしはさむ也、御けんてうの色ハ公卿・兩頭までハ黒、四品殿上人ハ赤、五位殿上人已下ハ白、兒ハ赤、地下の兒ハ白、花族の衆ハ三度二一度も二度に一度も赤ニハ黒、白ニハ赤ヲ給也、家を賞翫の故也、女中ハ上らふのかきりハ黒、中藤ハ赤、下らふハ白、儲君親王の上藤をハしめ御所々々の上藤ハ赤、其家にてハ黒かるへき事なれと禁中にてハ中らふの准據なれば也、又后ハおハしまさぬ時も、后の御料とてひらの御盤にかはらけ三をすへて、御けんてう三色をそなへて御障子のうちにをく、内侍ひとへきぬ著てもてまいる、菊綿のたくひ也、丹波國野瀬と云所より箱に入て獻する物あり、すなはち野瀬と名つけて夕方の御祝に供す、衛士かちんを進上す、高倉傳奏也、夕方の御祝常御所にてまいる、御座等如例、先つくく（臺にすふ、臺のてい、兩方に足あり、當時世俗に流布の足うちとか云物也、當をもてまいる、陪膳御前にすふ、すこし亥の方）にむかせ給ひて突せ給ふ、陪膳御直衣の御袖をおほふ、御直衣ハたゝみな

からもとより御座にをく、つきをはらせ給ひて、中なる強供御を鹽につけて少まいる、親王・女御などあれば御相伴也、次第二もてまいる、親王ハ半尻著用なれば、陪膳の人袖をおほふにをよはす、女御のハ陪膳の人から衣の袖をおほふ、女中も上らふ・中らふハ次第二御前につく、御しもから衣（上藤らふの唐衣、中藤ハ中藤の也）の袖をおほふ、次第二つきをはりて番衆所へ御しものから衣をそへて出さる、おとこのれうとかや、から衣ハいかゝしたる事にか、次に御けんてうを供す、南にむかせ給ふ、陪膳・手長の人例のきぬをいたきもちて著座、かけ帯計をかく、下藤ハひとへきぬを著す、つくく（同し體の臺此臺のこの外に出さる物也、一二にすへて供す、しろきはらけ五に御けんてうを入れて、臺ひとつにすふ、都合十也、御箸ハとらるゝにも及す、陪膳・手長撤せずしてしりそく、又西向に居なをらせ給ふ、上らふ・中らふ・下らふ袴はかりにて、先御さか月、次に二獻（御ま）を供す、御さか月常のことくとをりて、又御さか月まいりて三獻野瀬を供す、三獻目ハ天酌にて御とをし如例、人々天酌のついで、初獻に供したる御左方ニある御けんてうをとらせ給ひて、しきゐのうへにをかせ給ひて、御ゆひにてはちかせ給ふを給はる也、御けんてう（えたり、四位・五位殿上人前ニも申ことく、大臣の子・まこととは勿論、其外たる五位職事なども其類也、是ハ職ニ補せらるゝ人ハ器用をえらはるゝか故也、親王・女御・第一の公卿などははちかるゝまでハなく、しきゐの上ををさしよりて給はる也、あこの御祝ハ三度・兩度ともに同し、あこのにハ女中の衣裳、陪膳・手長の外ハリんす・からあやなどの小袖をも心次第二着用也、十五日、御日待さたまりたる事にハあらねと、大概毎年ありし也、もしさはりあれハ吉田に仰て御代官もあり、新院（明正）の時にハ御所にてハたゝ一度有しか、十一月朔日、毎事如例、近江國よりむへと云物を獻す、いつよりたてまつりそめける事にか、

ねまつり、四季の間の邊にて大黒に燈明・供物などそなへて、箆をひかせらる、四辻其外たれにても召にしたかひて參る、二張も三張も時宜によるなり、若筈ひく人なき時ハ笛にてもふかせらる、樂ハ林哥・太平樂など也、其後勾當内侍局にても此事あり、事はてゝ饗應あり、

二番の丑の日、今夜より女中あかき衣裳をきる、當日ハ必こうはいをふたつかさねてきる也、明日よりハ何にても着用也、四季間の邊にて勸盃あり、中の丑の日ハ五節の帳臺の試の日なれハ也、帳臺の試ハ丑二ある時ハかミ也、下の丑の日を用る事時による由あれと、これハ必二番の丑を用きたれり、十二月朔日、毎事如例、今日より以後女中あかき衣裳をきる間ハ、朝餉にハ必こうはいを著也、三ゑりの時ハ紅梅を二つかさねて著する也、

八日、あしたのものにうむさうかゆを供す、夕方うむさうかゆの御さか月まいる、正月七日の御ミそなどに同し、

煤拂、陰陽頭勘文にしたかひて日時をさためらる、勾當内侍兼日殿上人を觸もよほして、各まいりあつまる、其外ミスヤ・大針・衛士等のものをハそれくの奉行の人もよほしによりて參る、剋限典侍一人・内侍一人ひとへきぬ著て、劍璽の間近代此間あり、より劍璽の案二階廚子、を昇出して、常御所の御座の上に太宗天本の屏風一雙引めくらして、しはらくそのうちに安す、神祇伯劍璽間の煤をはらひ掃除せしむ、事をはりて本役人劍璽をもとのことく昇入、其後吉方よりはらひそむ、すのこの分ハ衛士手の者あまた召くして掃除せしむ、御簾・疊も或新調、或古物を掃除してこれをとゝふ、是等も手のもの共召くして合力する也、此間便宜の所にうつりおハします、其所にて一獻あり、初獻かち・二獻かん、供しをはりて、御さか月とをりて御前を撤す、其後女中にもたふ、御見舞に伺候の公卿、めされたる殿上人・内々衆ハ残りなく召出

されてかちん・てんかくなとたふ、大御乳母これを役す、勾當内侍酌・伊與さかなにて御とをしあり、其日女中老若によらす、世俗にうちかうふりとかいふ綿をかつく也、いかなる事にか、故ハしらす、勾當局にて嘉例の祝義あり、内侍所にても近年嘉例のありと云也、掃除事をはりて本殿に還御、常御所にて御さか月參る、あつもの・そろく・かうしやうの物三獻あり、女中にもあつもの・そろく例のおしきひとつにすへたふ、御さか月ハ女中計とをる、天酌までの事ハなし、

御くしあけ、是も陰陽頭勘文によりて日時をさためらる、年中の御くしのおち・御つめ・御もとゆひ等のものをとりあつめて、大たか壇紙種につゝミ上をかうひねりにてからけ、所々に沈香をさしはさみ、すゝしのつゝミに入、つゝらの蓋にすへて出す、女官とり傳へて藏人・衛士にくたす、吉方にむかひて是を焼、ことをはりてきぬのつゝミ・つゝらの蓋をもて參る、きぬのつゝミハ女官給はる也、

節分、ちらしあふらを供す、夕方常御所例の御座にて御盃まいる、先芋かは入、二にを供す、次にまめかはらけを供す、次におりひつ二にまめを入れて、三方にすへてもてまいる、陪膳三方ながら御前にさしよす、おりひつ二のふちを合て二ながら御左手にとらせ給て、おりひつ二のなかなるまめのうへにおほひたるかはらけを右の御手にとらせ給ひて、御左の方のおりひつの中へ入給ひて、中なるまめを右の御手にて柄方へ三反うたせ給ふ、柄方もし御うしろの方ならば、御うしろさまにうち給ふ也、うちをはらせ給て三方にをかせ給ふ、陪膳とりて勾當内侍につたふ、勾當二のおりを左手にとり、右の手にてうしろさまにたちながら、一間つに三反つゝうちて御殿中御湯とのゝ上までをうちめくる、此間にかはらけに入たるまめを御年の數まいる、勾當内侍歸參

て、かうろに追儼香をくゆらかしてもてまいる、かゞしめ給ひて返し給ふ、女中次第にとりわたしてきく、其後勾當又御殿中をもちてめくる、次に銚子出、御盃まいりて一こんとをる、御前を撤してさけなをしめさしまして、御かたゝかへになる、内侍燭をもちて御さきへまいる、次に勾當内侍ひとへきぬ著て御劍をもて参る、御後にハ女中袴はかり著てまいる、まうけの所にいらせましくゝて三獻参る、三獻め天酌にて女中・おとこ御とをしあり、御前を撤して、殿上人御鳥三聲の後還御、勾當内侍御やくはらひまめ御としの數・鳥目御年の數引合へり一かさねにをしつゝむ也もてまいる、御身をなてられてかへさる、給はりてうしろをかへりミさるやうにしりそくを故實とす、

晦日、御ゆるするまいる、ミな月に同し、夕方常御所にて一獻あはこふまいる、勾當内侍御年のミ花ひらのかちんをちいさくひしにきりて、御年の數引合一重にしつゝむなり、もて参る、御身を拭はせましくゝて返したふ、給はりてしりそくやう、御やくはらひに同し、御三間にて内々の男衆御さいまつ申、御さけなをしめして御座に著御、申次勾當内侍、こよひも散しあふらを供す、

### (巻下)

一、禁祕鈔 賢所、云、白地ニモ以神宮・内侍所不爲御跡云々、今以かたく守らるゝ一个條也、

一、同御鈔 同、云、萬物隨出來必先置臺盤所棚、召女官被奉云々、自二僧尼及憚ル人許一所進之物者不奉之、源ハ雖レ出二僧尼家一男女ノ進物ハ奉之、所謂關白所進菓子コノミハ多興福寺ノ別當ノ所進也、然而不憚之云々、内侍所へ奉らるゝもの、此比ハ菓子やうのものまでの事ハなけれど、大やう數あまた人の獻する物ハ必奉らるゝ也、猶御心にあるへき事也、臺盤所の棚ハ此比

ハみえす、

一、毎日常第ハ、早旦御ひるなる、禁祕鈔日没以後事云、清涼殿已下ノ格子藏人奉仕之、近代女孺等候之臺盤所ハ女官候之、朝餉ハ女房候之、里内ハ隨便宜藏人候之云々、されと此比ハ清涼殿の東西・朝餉・臺盤所等内々・外様の小番の衆候之、常御所の上格子ハ女孺候之、先御手水をまいらす、陪膳・手長の人袴を著、椽・御手洗等のものをもてまいる、御手水事をはりて、はいせんの人御鬢をかき、御冠を奉る、次にあしたの物を供す、次に陪膳の人御ゆとのにむかふ、これより先かなへと御ゆをはこふ、刀自とりつたへて御ゆとのかまふ、陪膳の人歸り参りて事くするの由を申せは、御湯殿にわたらせおはします、陪膳の人御ゆかたひらを奉る、河藥ハ今もあれときこしめしもせず、御手水まいりて常御所の御座にて御拜の御直衣をめす、西の御座に南向にならします、陪膳の人例のひとへきぬをいたきて御前にすゝみ、かけ帶計をかく、内侍ひとへきぬを著て御清手水をもて参る、御手水洗の中へ椽を入、御清手水の時毎度如此、椽の蓋を仰て深草かはらけを入、俯す、はいせんの人取つたへて御前にをく、かはらけをとらせましくゝて、御口を三度すゝかせ給ひて後、かはらけを御手洗の中へ投せさせ給ふ、此間に陪膳の人椽の蓋をしあらためて御手水をかく、大たか壇紙檀紙のすみに水引を常につけをく、にて御手水のこはれて御拜になる、陪膳の人は袴計を著て御直衣のすそをもつ、内侍ハそのまゝひとへきぬ著て御ともに参る、清涼殿の東の庇の中央の間より入せ給ひて、石灰壇にかまへたる大宋の屏風の内にいらせ給ふ、圓座につかせ給ひて神宮をはしめ拜せしめ給ふ、御拜の次第ハ伯毎度相傳申也、此間典侍・内侍ハ庇の中央の間の兩方の柱のもとに候す、御拜をはりて本路をへて還御、常御所にて鏡の御拜あり、其後あし



たの御盤を供す、其様正月四日にみえたり、晝・夕方の御盤ハ参る所もさ  
たまらず、御心にまかする也、はいせん・手長の人も袴はかりきる、御相  
伴などある時、又ハさならてはいせんの人の御さハはかりにて、本式な  
らず参るも常の事也、されとあしたの御盤ハ大概本式にまいる也、夕方常  
御所の上段の掌燈ハ内侍出す、れん臺・庇ハ御しも出す也、いつれも袴を  
手にかく、

- 一、御服めさしむる事ハ内侍などはせず、禁祕抄<sup>御装束事</sup>云、如引直衣女房参  
之、其<sup>モ</sup>典侍已上也云々、同鈔<sup>可遠凡</sup>云、御衣ハ内侍已上ハ聽之、然而正  
ク候<sup>スルコト</sup>御装束<sup>二</sup>、同<sup>二</sup>御陪膳<sup>三</sup>、但侍臣聽之、其<sup>モ</sup>近衛司ナト也、六位  
藏人不取御衣之由、在舊記、況於御装束乎、而間々有其儀可止々々云々、
- 一、御けつりくしハ禁祕鈔<sup>御装束事</sup>に無何ト人不奉仕、典侍若ハ聽色上臈也な  
とあれと、此比ハさしもあらず、掌侍も時々これを奉仕す、御もとりの  
さを二つにゆひわくるなど同御鈔にあれと是も此比ハ沙汰なし、
- 一、御鬢理する事、御くしあらふ事、同湯をかくる事、御席しく事、御足あ  
らふ事、此等皆上らふ分の人の役也、禁祕鈔<sup>恒例毎  
日次第</sup>云、著湯卷上臈一人、  
典侍一人也、是候御湯殿故也云々、御ゆとのにハ此比も内侍も候す、  
<sup>内イ</sup>
- 一、禁祕抄<sup>可遠凡  
賤事</sup>云、所衆・瀧口乍地下近候習也、御口移・御手移不可然、  
<sup>不脱</sup>  
堀河院御時樂人等偏無便之由、匡房大難、尤可然事也、凡卑限六位藏人・  
下臈女房也云々、猶此比も六位藏人・御しもなとにハ直に御詞をかはさす、  
一、かたひらハめされず、あまりたへかたき極暑の時、夕つ方堅固うちく  
に御ゆかたひらをうちかけられて、後奈良院などのすゝませられ候やうの  
事ハ方外也、
- 一、何にても物をまいる時ハ必しとねをしかせおハします、縁座敷などにて

ハ茶ふせひの物も大やうハまいらす、

- 一、まいらさる物ハ王餘魚、<sup>是ハ俗にかれいとか云御まな也、いかなる故にまいらぬに  
か、其子細をしらす、若名の文字の王餘とあれハと云事に  
投せられしに、化して魚となりたる由也、さらハ王餘の心ハたかひてもやあらん、其上臈殘  
魚ハ注のていかれいとハみえず、しろうをと云物に大概ハかなふやうなれと、長四寸など  
やうにあれハ、是も又相違せり、いかなる魚にか、又かれいハ目の一所に付て、其體異様な  
れハまいらすと云女房などのあれと、それものをれく、からさけ、つれく、草二ハ、  
の姿也、其もの、中に類せず、異様にもあらはこそ、  
らほし何事かあらん、あゆのしらほしまいらぬかハと、豆腐のから、物のからはま  
いひしことあれと、いかなる故にか、此比はまいらす、  
干蕪ハまいるもい、蕎麥、朝顔、<sup>也、紫大根、蘿蔔  
也、ふし、干芋</sup>、このしろ、</sup>
- 一、佛神に供したるものまいらす、
- 一、鵜の魚御膳に供せず、
- 一、外居に入たるものまいらす、
- 一、器の塗たるものは、古代の物にもあるへけれど、いかにそや、近代大様  
ハみえず、盃やうの物もぬりたるハ不用、されと重箱・食籠やうの物ハ俗  
にならひて此比ハ用るなり、
- 一、三方の上に直に入たるさかなハみなれす、
- 一、御手つから人にさかな給はること稀也、宮門跡・攝家方など、いへと給  
はる事大様ハなし、
- 一、天酌の時にハたれにてもさかな給はる事なし、
- 一、臺盤所にてハ入御申さす、故實云々、後奈良院<sup>天文五、二、  
廿一</sup>の御記にみ  
えたり、
- 一、常御所にてハ入御なし、されと近年武家参内の時毎度入御あり、
- 一、諸家奏慶の時御對面の所、或臺盤所、或清涼殿、或常御所、或御三間也、  
人による事也、外様の攝家方ハ臺盤所、外様衆ハ清涼殿、内々衆或常御所、  
或御三間也、天盃給はる衆ハ申の口にて勾當内侍酌にて給はる也、

一、諸家元服の日御禮申、外様衆ハ清涼殿、内々衆ハ御三間にて御對面あり、内々衆ハ申の口にて御盃たふ、勾當酌也、

一、攝家方其外にも元服の日御かうふり申出す衆あり、例にまかせてたふ、もとは御直衣なども給はる事にや、

一、禁祕抄可遠凡云、内々御行歩ニハ必不用書御座御劍、内々用他御劍、近

比作法是非得咎歟云々、此比ハ四方拜・御神樂等の時書御座御劍を用らる、其外別殿行幸等の時にハ小鍛冶などいつれにてももちゐらる、堅固内々の時ハ御うち刀を用らるゝも常の事也、太元帥の護摩御聽聞の時、正親町院もたせられし、女中前の方に右の手にさけて、かいつりの小袖のうはかへを御刀のうへにおほひてもたれしを見及しと故白河二位かたりし也、

一、別殿の行幸ハいつれの御殿にても吉方次第用らる、但對屋ハ上らふのかきり、勾當内侍局までハ有例、内侍已下ハ平生とても行幸の例なし、

一、伊與までハ局をもつ、其外の下臈ハ局をもたす、下らふハいつれも人の局子也、上口に鏡臺等のものををく事も憚る也、當時の御めのとハ俗姓下品の者のミなれハ、御下の准據也、されとも是ハ局を給はる也、行幸の例ハなし、惣して上臈・中臈分の人の局の上口にハすゑの者・女孺等ハいらす、是ハ行幸もあるへき爲の事也、伊與局へハ行幸なきによりて憚なし、乳母の局へもいらす、中らふ分の人・乳母の局などはおもて向の行幸ハなけれども、自然ならしおハします事もあれハにや、下口へ用所ある時ハわき口のあるかたへまはるなり、

一、上らふ分的人是根本女孺・すゑの者などに直にことはをかはさす、廊下などにて行あふ時も傍により跪き、面をそむけて居也、もとはかうやうの作法なれと此比はさしもあらず、

一、御誕生日にハ千卷心經をよませらる、女中の人数により配分あるなり、上中下の員數差別あり、假令上らふ分の人五十卷、中らふ四十卷、或卅五卷、下らふは廿卷などやう也、毎月の事也、

一、御誕生日の御祝ハれん臺にてべたくのかちんにて御盃一獻參、院・女院などへも御祝まいる、

一、御樂はしめハ毎年大概二月の比あり、祝義の調子なればさたまりて平調物也、樂のかすハ近年七歟、或五、或三何も有例、朗詠、或一首、或二首、郢曲の人臨期に座にくはゝり著也、御殿(正殿)まらず、或清涼殿の東庇に御座をかまへ、同簀子に公卿の座を敷、階の北の打板を地下の樂人の座とす、或小御所、或御學問所等便宜所を用らる、御代始にハ各束帶、主上も引直衣に袖をかさねてめす、恒例ハ各衣冠、初參の人は束帶、毎度の事也、事はてゝ、堂上ハ鬼間、地下ハ軒廊にて勸盃あり、これは清涼殿にての時の事也、別の御殿の時ハ便宜の所よろしきにや、

一、初雪つもれば御雪けしあり、べたくのかちんにて一こんまいる、女中・男にもたふ、院・女院などへもまいる、

一、御さか月かさねてまいると云ハ、先御さか月を三獻の分一度に供し、初獻、二獻、三獻ともに供し、銚子出て御箸下る、御盃五獻まいりて陪膳の人初獻をとをし、又二獻をとをし、三獻目天酌如例、さして省略の事ハなけれども時剋うつらさるやうにおほえらるゝ也、御用しけき折節など時々あること也、略義也、

一、御陪膳にハ上臈・典侍候す、正親町院の御時にハ晴良公の女家輔公の猶子として上臈にまいらる、尙侍に准せらるゝなどやうの事にて、御陪膳に候せられす、されとも上らふハ專御はいせんに候すへきもの也、禁祕抄

典侍、云、典侍四人、此職最重、中略、只聽色品ノ人不好此職事也、候シテ御陪膳著禁色青色、赤色、最可恐思事歟、同鈔女房、曰、上臈ハ不謂是非二三位典侍、號スルハ上臈ト著シテ赤・青色一候<sup>二</sup>御陪膳<sup>三</sup>、不補是等職聽<sup>レ</sup>色大臣孫也、猶或不聽、或聽之云々、同鈔御膳事云、朝餉ハ上臈女房典侍或只聽色人候朝餉南座云々、此等のおもむき上臈或聽色典侍等可候御陪膳也、當時の典侍ハ女紋位なければ位階の沙汰なし、されとも必聽色人也、同鈔御膳事云、朝餉御膳女房不候時公卿或四位侍臣爲陪膳恒例也、堀河院御時多此例、内々ノ御膳公卿・藏人頭ナトハ聽之、侍臣モ殊可然近臣ナトハ聽之云々、近代人數すくなきによりて、朝餉陪膳時々女房不候、男を用らる、公卿・侍臣をいはす大臣の子或孫也、中臈不足の時ハ兩頭、或五位職事を用らる、下臈かく時にハ六位藏人を用ふ、平生の御陪膳も御人なき時ハ御所々々などもつとめらる、又ハ大臣の子孫の兒などを有用らる、

一、あしたの御盤の御陪膳ハ三月を限りてつとむ、其後次の人かはる也、正月朔日より三月晦日までつとめたる人、三月晦日にひとへきぬを次の人に渡す、次の人御ゆとの上、但是ハふる御所狭少の時常御所のうちに御ゆとの上あるへからず、ひんきの所しかるへきにや、にてきぬをうけとる、即著して内侍所の方にむかひて拜す、二拜にてあるへき事なれと三拜するなり、あやまり來たるにや、むかしハをのれくのきぬなれば、きぬを渡す事ハあるましき事也、  
一、小四方などいふちいさき臺などにすへて奉る菓子ふせひのものハ、はいせんの人袴を手にかけてもてまいる、  
一、げにくはいせんの人なき時、よるなど御湯茶など參る時は、内侍にてももてまいりて疊のうへにをきて、しらすかほにたちさる跡にてとりてまいる也、疊上らふと號とか、正親町院の御時御人なき折ふしありし事也と

三條故右府かたられし也、かうやうのことハ堅固うちくの事なれば、かはかり書付る程のことにもあらねと、外人のミるへき物ならねハ如此の事もありけるそとの事計也、

一、女中の衣裳に近代さまくの法あり、うきをりものは典侍已上ハ勿論典侍まで着用也、しつめをり物ハ掌侍までも着用す、いたの物ハ品によらず着用、是等いつれも色目ハ白・紅梅・貫白三色のほか他の色をましえず、織物ハ繪様さたまらず、いたの物ハ大身かはり・四かはり・八かはり・十六かはり、かたすそ七たん・この段・十一段・十三段・十五段、たむちかへかたすその段、はきかけ・しらゆり・いづ等の物なり、丸すゝし品を論せず着用、典侍までハ縫を着用、染物ハ勿論也、但何もかたすそなり、染物ハたむ四かはり等のものハ地なしをも用ふ、しほなどをも用ふ、内侍已下ハ染ものを用ふ、縫の紋ハ草木等の物也、但定様なし、染物ハひし・ひかき等の地紋に雲ちきりやうのうは紋こいへになり、丸すゝしにハ紋に萌黄をも入なり、綾ハ勾當内侍までハ着用、からあや・りむす・とんす・しゆちん等のから物近代品によらず下らふといへとも着用、不審の事也、御盃などの事ある時のうはきにハ必あはせを著也、典侍已下ハ三ゑりの外ハかさねす、極寒の時自然とりかさぬといへとも、ゑりをつゝみてきるなり、但上臈已上ハ四ゑりをも着用也、年齢廿八の暮よりハ白き衣裳のほかを著せず、童のいまた袴をも著せざるは縫薄・折筋等のものをも着用する也、繪のもとゆいハ衣裳にしたかふ也、あかき衣裳の時ハ地のあかきを用ふ、白き衣裳の時は地のしろきをもちふ、紋ハ薄にてあや杉をひしとしたる也、色々の繪のくにてさいしきをしたるをハ禁中の女中にかきりてもちゑす、帯ハゑやうの帯を用ふ、薄のさけをひなり、近年唐物・染もの・縫

薄等のものくけ帯をも用ふ、本式にあらず、夜物ハをり物・からをりもの、これらハなかはしまて用ふ、其外何にても唐物、しろき物・あかきものをもちふ、當時の染物・縫薄の類をもちふす、蒲團をはしかず、しきふすま紙、をハもちふ、但老者・病者等の寒濕にたへさる人々、身のあたる勢分にして外へみえさる程の小分の蒲團を密々に用ふ、宥命ある事也、綿ほうし・單皮等かつてもちぬす、或老者、或病者御ゆるしを給はりて後は夏冬をいはす片時もこれをはなたす、男の襪等の御免におなし、

一、女中懷妊の時、この月め著帯の日、懷妊の人より御樽進上、其内かならずこいたゝきのかちんを進上あり、常御所にて御さか月まいる、こふあはと彼こいたゝきにて二獻參る、第一の人なれば左右にあたはず、若第二・第三をよみ末座の人にても二獻目にハ其人別に天盃を給はるなり、其時ハ二獻目二御さか月二まいる、當日著帯の下行をたふ、それより已後御さか月ことの時も天盃のほかは給はらず、別さか月をもちふる也、況平生をや、つほねにても常の器をはことくくあらためて新きをもちふ、はいせんも凡人ハならず、たとひ懷妊の人ハ下臈なりともはいせんハ堂上のもゝむすめ相應のものをもちふる也、たゝし御所にてハ下臈のはいせんも憚なし、著帯の日よりハ御所に宿せず、やかてさとへ出る也、勿論うふやしなひの下行をたふ、いみあきの日ハ宮をもなしまいらせて御所へまいらる、上らふ分の人なれば、宮の御乗そへにて參らる、内侍已下の人なれば、典侍一人御むかひに參りて、御乗そへにてまいらる、御袋女御などの時も、女御ハ御乗そへならねハ、典侍御むかひに參る、宮ハ腰輿にて、北面供奉す、御袋ハさ程の行粧にもよはず、但人により時により、宮も御ふくろも何程の行粧にても鎌ハなき事也、御所にてハ常御所にて御さか月參る、

御袋より進上の御樽のうちに、とりのこにてもかちんにてもまいる、御さか月の獻の一禮に供する也、

一、御所々々の御祝とも次第八、誕生日より百廿日に満る日當日延引有例、宮參りあり、上の御靈但産屋の在所ににまいらる、先典侍一人里亭にむかふ、乗そへの爲也、里亭より直に參向也、腰輿下簾ををもちふ、仕丁六人しつとく御所より參る、北面六人或四供奉す、其外侍かたきぬ、數輩前後にを著す、御所より參る、北或四供奉す、其外侍かたきぬ、數輩前後にあり、但これハさたまりたる事にハあらず、時宜によるへき也、御袋・宮の上らふ・乳母等板輿にのり、後にあり、社壇にて別當祝を申、其後下向、直に禁中へまいらる、なかはし局の脇口へ輿をよす、典侍一人出あひて、輿の簾をあく、乗そへの典侍宮を抱て御所にまいる、常御所にて一獻こふ參る、宮の御前にハねりこさきにするめとふく、おまへのおしきに箸をすふ、はいせんの人箸一對を中央よりをし折て、本の方をは盤にをき、さきの方を以てかはらけ二のねりこを箸につけてくゝめまいらす、御さか月宮へまいりてとをる、ねりこハ撤して後、宮の里亭或局へまいる、三日の間、毎日これをすふ、其後御もらひとかいひて、御なかの供御を茶わむに入て、熨斗やうのものそひてまいる、宮のすゑのもの禁中へ參て、申出しもてまいる、それより毎日かの御もらひハ參る、箸ハ折たる箸也、儲君或皇女にても第一の宮などは毎日禁中より參る、すゑくゝハさのミもあらて、里亭にての沙汰なり、二歳の暮髪をきあり、霜月・しはすのうち日時勘文次第日をさたむ、世俗に額たての兒二人相ならへすなど云説のあれハ、次兼日御服一重・しらか綿、御所より參る、當日先御袋の局にて御祝あり、御祝こと宮しらか綿に根ある小松・山橘、をかつかる、いか物をすふ、陪膳ハ御袋上らふ分の人なれば、即これをつとむ、其外の人なれば、はいせんの上らふ

御所より参る、手長ハ宮の乳母つとむ、其後御所にまいらる、常御所にて御盃まいる、初獻あは、こふ、宮へも参る、二獻かちん、當日御袋より進上なり、宮へハまいらす、御前へはかりまいる、次にしらこかはらけ二に入、をもちまいる、陪膳の人御前のをく、御をよひに付られて、宮の額の口につけらる、かすハさたまらす、御前を撤して、宮退出、三日の間しらすを付、しらかをかうふらしむる也、根本ハ主上御手つから三日の間付まします也、此比はミナ私にての沙汰也、御祝ことに御袋・乳母に下行あり、三歳の暮色なをしあり、兼日御所より紅梅の小袖一かさねまいる、霜月二番丑より已後の日時をえらはせられて定らる、當日いか物・三本たてをすふ、次に二獻参る、陪膳・手長等前に同し、御所にてかちん・御まな二獻まいる、それよりハ御箸なをしとかいひて、よろつの獻なども成人の人と差別なく参る、常の供御も御もらひをやめて成人の體也、

五歳のくれふかさきあり、大臣の内、當官にても前官にても、伺候にてそかる、皇子ハ半尻・前張を著す、皇女ハあこめを著す、棊盤のうへに立て吉方生氣に向ふ、糺宮の石二をとりて、棊盤の上に置て兩足にふましむ、大臣髪のすゑをそかる、柳筥ゆすりつき籠にくし・かうかい・かうはさみ等の物を居て、昵近の人もてまいる、そきはてゝ後、棊盤のうへより吉方にくたる、親昵の人扶持す、大臣退て候せらる、皇子皇女もハあつたゝミに座す、皇子の前いかもの・六本たてをすふ、はいせん・手長の人前に同し、六本立・いか物を撤して後、さらに三獻あり、大臣相伴也、大臣の陪膳ハ男女をいはず昵近の人つとむ、宮のさか月ハ毎度大臣給はりて、はいせんの人などに傳へらる、これらハ時宜によるへき也、ありつき已前ハ皇子・皇女ともに人の盃ハまいらす、されは大臣といへと盃をとりかはさす、三獻の後、大

臣退出、宮ハ御所にまいらる、御所にて三獻参る、五色五荷などの御樽参る、其内まんちう進上也、そのまんちうを必三獻のうち供す、御所より兼日御ふく一重、をり物縫はくやうの物白裏・赤裏、時節にしたかふへし、ひとつ、今ひとつハ毎度練貫也、

九歳の時紐おとしあり、成人の體により、或いそかれて春などもあり、或八年の暮にもあり、當日例のいか物をすふ、其後三獻、いつものことし、兼日御所より小袖一かさね色目、うきをりものゝ帯一筋参る、御祝の時著用、皇子ハ半尻、皇女ハ袴はかり著也、御所に参りて、常御所にて二獻参る、如例三色三荷の樽進上、

十三才の時御はくろめあり、道具しやうすわだし、筆一對、こふ、已上氷かさねのうすやうにつゝミ、柳筥にすふ、小袖色目、等兼日御所より参る、眉ハ御袋、さならても由緒ある人とする也、御齒黒ハ儲君などは禁中よりまいるへし、すゑくの皇女などハ由緒ある所々所望あるへし、世俗に七所のをとりあつむる事にいひならはせり、其定にてもあるへし、されと猶禁中院脱・女院・宮々などの外へハ出へからず、御いわるハいか物計也、御所にての御盃二獻、如例、

十六才の時、皇女ハひんそきあり、これも大臣そかる、いか物なとすふへき歟、皇女ハ近代大概ハ比丘尼也、自然攝家方などへ嫁する様の事あれハ、其所にての事也、しかあれは、御所にてのひんそきまされる事也、如斯事ハ祝義の體已下時宜にあるへき事也、

門跡・比丘尼などの入室の作法、供奉已下微々の時節のまゝにて今に輕々の體也、腰輿北面四五輩供奉也、上古ハ行粧随分とりつくろはれたるとみえたれば、是又時宜によりさたまるやうあるましき也、

皇女嫁娶の事ハ、淨妙寺關白已後其沙汰なし、此比敎平公の御母にことは

しまりて後うちつゝき、めつらしけなきやう也、作法ハむかしの跡とてのみえねハ、時宜によるへき事也、今も忍ひて參初られたる體なれば、御袋の里亭などへ男方よりまいられて、其作法あるへし、盃などの體も或い人物・六本たてやうのものにて、たゞよのつねの三獻などにて也、

御所々々の誕生日に御祝の下行あり、員數等の事ハ時宜にあるへき事也、  
一、當時女中内々にてハ髪の毛を結ふ事あり、御御盃事、御膳（付）の陪膳・手長等これをゆるさず、或老若、或髪すくなき人不自由なるにつきて御ゆるしの事あり、さならても御菓子・茶ふせひのものハ、髪の毛をゆひなからもはゝからず、

一、女中の引眉ハかつてなき事也、近比折々ミゆるなり、陪膳・手長の人なとことゆるしなき事也、

一、女中宮つかへに出るはしめにハ、むかひの物とかいひて下行をたふ、員數ハ時宜にあるへき事歟、いか様上臈・中らふ・下らふの差別ハある事也、御方御所にては相應の事ハあるなり、

一、御今まいりとかいひて、女中宮つかへのはしめつかたきぬを著し初る時にハ、髪あけて臺盤所にて内侍所の方にむかひて拜せしむ、典侍ハ朝餉のしきゐにかゝる計に居て拜す、内侍已下ハ少引さかりて拜せしむ、如此の拜いづれも三拜する事いかゝ、不審の事也、二拜か兩段再拜かにてあるへきにや、あやまり來れるにてあるへし、童の髪いまたあけさるハひとへきぬにて、御ゆとのゝ上にてはこれもつとむ、是等も御ゆとのゝ上にハ限へからず、子細前にくハしくみえたり、女房のきぬも常にハ著せずなりてよりのこのかたの事なるへし、其後常御所にて一獻參る、こふあは也、今參の女中にも御前にてこふあはをすふ、下らふなれハかけにてたふ、髪あけし

たる采女にも、今參の女中より帶などやうの物にてもつかはすとかや、

一、女中童の程ハ上・中・下臈ともにしはらく童名をめす也、又わらハの内より何典侍・何内侍と云も常の事也、

一、二親の服にハ、女中已下采女・刀自・女官・女孺にいたるまで一周忌の間ハ出仕せず、根本ハ男女共二服の間出仕せざる事なれとも、近代男ハ聊五旬の後ハ職事除服を書つかハして召出さるゝ事也、女房ハ除服書へきやうなきによりて、五旬の後も猶出仕せず、一周忌の後出仕の時ハ、服の間用たる衣服・調度までをあらためて、御所にてハかつてもちるす、此比御人なき時は、女房といへと五旬の後口つからいひつたへて召出す事もあり、  
一、女中親父堂上の者なれハ、其者逝去の後年忌々々に法事とりをこなふ爲とて、相應の下行をたふ、上らふ・中らふの差別ハ勿論ある也、下らふハ或地下の者、或社司等の女なれハ給はらず、乳母ハ各別の事なれば給はる也、堂上の者も奉公の勞あるものに下され初ての事なるへし、いづれも一周忌までハ給はらず、第三回忌より已後の事也、下行の員數ハさたまらず、時宜にあるへき也、

一、格子のもとばかりをとる事、ことのほかの禁忌也、凶事の時格子のうへをはおろしなから、もと計をとりて昇出し奉るか故也、

一、竹・よしの類用る事禁忌也、諒闇の時倚廬御所のしつらひ悉皆竹・よしを用るか故也、

一、剃刀かつて用られず、  
一、觸穢の時ハ内侍所に注連を引、往來の道も別に便宜の所を用ふ、犬死・犬産までも此定也、

一、堂上のものゝむすめの堂上のものゝ妻になりたる者ハ、御前にまいる事

もあるへき事なれど、いまた其例をみず、公仲卿の室ハ新上東門院の妹、舊院の姥也、公仲卿逝去の後、常に新上東門院へまいりかよひしかと、舊院の御前へハ假にも出されさりし也、是等ハ御外戚方といひ、憚あるへき事にもあらねと、新上東門院御卑下の心ふかくての事やらん、又例なくての事やらん、

一、武家に嫁したる人もとくハ一切御前へハまいらす、いげと云たる人ハ能證院内府のむすめ、つくしの大路に嫁したる人なり、舊院若宮の時上臈に宥用られし也、御元服の日より退出して、二度御前にまいらさりしと也、此等ハ陽光院の御外戚方といひ、舊院おさなくまします時より奉公の人といひ、大路もいやしからぬ者也、御前へまいられても子細あるましき事なれと、それたに猶まいらす、其餘ハまして其沙汰なし、當時謾におほし、

一、武家のものゝむすめ堂上のものゝ猶子などに成て御前にまいる事、近き比までハかつてなき事也、新上東門院の帥大概濫觴歟、されとこれらハ新上東門院の御ゆかりなれば、御外戚方などいひてもゆるしつへし、當時何のゆへもなく此類多し、是非なき事歟、

一、儲君親王御同宿の時、節朔の御盃に御所へまいらる、其様對屋にてもあれ、直曹の所へ御祝に祇候の内々の男衆むかひに參る、各簀子に候す、第一の公卿さしよりて障子をあく、親王茵の上に座せしめ給ふ、座を起て障子の外に出しめ給ふ、公卿・侍臣平伏、殿上人の下らふ燭をとりて先行、次に親王すゝみ給ふ、公卿・侍臣したかひ奉る、便宜の所をへて常御所の南にいたる、第一の公卿すゝみよりて障子をあく、親王庇に入給ふ、公卿・侍臣平伏、第一の公卿障子をさして後、をのくしりそく、親王れん臺の北の方に著座、其後御盃まいる、三獻目天酌、親王御とをしにまいら

る、さか月をは残しをきてしりそかる、親王のはいせんの人すゝみ出て盃をとりて、親王の前にをく、御さか月事をはりて本路をへて退出、公卿・侍臣したかひ奉る、親王里亭に住し給ふ時も節朔にハ必參内あり、其時にハ御袋の局を直曹にもちゐらる、正月五今日ハ或直曹にても、或里亭にても親王の祝あり、強供御の陪膳ハ禁中より典侍一人まいりてこれをつとむ、強く御過後後退出、是ハ此比萬事微々の體なれハ、親王の上臈にても袴をも著せねハ、こはく御の時、せめてはいせんの人袴はかりをも著すへき爲の事なり、其後三獻ハ親王の上らふはいせん也、内々の男衆祇候にて、親王の女中・内々の男衆親王の酌にて御とをしあり、禁中にて御とをしの時ハ一獻つゝたふ、是ハ三獻つゝ給はりて女中ハ上らふ分、男ハ公卿のかきりくはへあり、其外大概禁中の作法に同じ、

一、儲君親王の上臈ハ勾當内侍次也、節朔の御さか月にも勾當内侍次に著座して御とをしの參る也、其外の御所々々・御比丘尼女御などの上らふハ内侍の末座也、是等ハ御前に著座する事ハなし、御とをしの時陰より出て參る也、

一、一の采女ハ内侍所の刀目を兼帯して、近代内侍所にさふらふ、二の采女あちやと號す、三の采女ハ近代闕也、四の采女ハあかと號す、一・二・四ハ今にさふらふ也、

一、猿樂ハ宮中に入す、但道の者にあらざるハ參る事常の事也、幸若・大かくら等のまひくゝ又くるしからず、是も道の者にてまいらぬ事のやうに申衆もありしを、故白河二位まひくゝハ根本唱門師也、千秋萬歳等も唱門師也、正親町院の御時幸若度々しこう申たる由申て、其後彌不審なく參る也、座頭・鉢たゝき・門説教・うた念佛・八ちやうかね・せきそろ・鳥をひ・むねたゝき等の乞食の類まいらす、河原の者ハまいれと火の物をは食せし

めす、

一、風呂・こたつなどは宮中になし、させる故もなけれど、只ありつけざる事ハ何事もはしめかたくて此類おほし、

一、御脱履を位をおり給ふなどいへハ、おるゝといふこと禁忌也、されハ簾をおろすとハいはてたるゝといひ、つほねにおるゝとハいはてすへるといふ、此たくひおほし、茶臼をは茶のおるゝといへはとて、宮中にいれず、さらハやげんをハなと用らるゝそおろすとはいはすやとて、舊院にハわらはせ給ひし也、

一、何にてもまいり物を紙につゝミて結ふやうの時、水引をもちゐず、摠して水引をはきよき道具のうちハいれず、

一、月のさはりの人七日の間ハまいりものゝきよき器に手ふれず、勿論毎朝の御拜に毎夜御神事なれば御所に宿せず、若御神事なき時ハ御所にも宿するにや、采女已下すゑのものは、月のさはりのうちもきよきものにも手をふれ、毎夜の御神事にもはゝからず、これハ至極衰微の時節、あまり人なきにより永宣旨にてゆるされしかハ、いまに其定也、

一、灸治廿一さうまでハ宮中にても憚らず、それよりもかすおほくなる事ハゆるしなし、灸治あまた所になれハ神事にはゝかると云事ハ格式にもみえずとそ、つれく草にハ書たれと、又いかなる故のあるにか、

一、女孺〔孺〕ハきよき道具をはとりあつかはすとて、まいり物にハ手ふれず、舊院御脱履の後にハ女孺ハあふらをととりあつかふものなれば、まいり物に手觸ることを用捨する也、此外別の子細なしと仰られて、きよき物をも取あつかはさせられしと宮内卿かたりし也、

(跋文)

此一冊ハ後光明院へかきてまいらせしを、承應の回録〔録〕に焼失しぬ、草案の殘しか不思議に萬治の火災をものかれて函底よりとり出たるを、やかてやりすとんとするに、當今〔靈元〕おさなくましませは、二度まいらせよかしとしきりに懇望する女房あまたあれは、いなひかたくて、かの草のあまり前後混亂したるを書あらためむとするに、老眼分明ならざるうへに近年筋氣ことに興發して、執筆曾以合期せずといへと、鳥跡のみくるしきをかへりみず書付をはりぬ、彌外見憚あるものなり、



『御うぶや以下の次第』翻刻

〔外題〕御誕生より御十三までの事

〔内題〕御誕生より御十三までの事

覺

一、御たんしやうの御道く

御よりかゝり

こしかけ 壹つ

御あつたゝみ 二てう

御かたか 壹てう

御たゝみ 十二てう どれも白へり、

御ひやうふ 松竹、鶴龜、 しら繪

御菊とう臺 しら繪

御おしおけ 壹對 しら繪

御ゑなおけ 木地、壹つ

御あまかつ 壹つ

御ゆとのゝ御道具 どれもまけ物、

一、御ゑな七十五ときよめ、あいのかわらけニ入、二枚にてふたをいたし、

小力右左壹對・御のし壹むすひ入、こはんニのる、御菊とう臺にてとう

めう參、御ゑなおさめ申候まできゑ候ハぬやうにいたし、御ゑなは御日

からしたいニ御吉方へおさめ申候、

御むまれあそハし候てそのまゝすゝしのいと壹丈二尺よりあわせ、御は

なひさせ給ふたひに一七夜むすひ申候、

一、御七夜御うふ御せん參、

かなかしら

御ひらのたかもり

御せん ひらき石三

ふくめのたかもり 御せんこわく御也、

いづれもかわらけ、わニのる、

御はいせん二おやもちたる上らふ、三日あけ申候、

一、上様より御たんしやうの日、御使まいらせられ候まで、御ゑなのをつき

申さす候、

上様めさせられ候御ふくまいらせられ候、すなわち御かいまきニめし申

候、

一、御いミあき

御のりそへ上らふ、御所へならせられ候て、御こふあわにて一こん參、

御ふく御ねもし、御たてびたいあそハされ候、

一、御宮參

御たんしやうの日より百廿日め也、たゝしくいあましとせぞくニ申なら

わせ候とて、百廿日よりのひ候事おをく御さ候、

御れうへ御參候て、くわん御成候て、御前へならせられ候て、御さかつ

きまいる、

御さかつきの次第

上様へ御こふあわ一こん、宮様御まへへ御ねりこ參、御ねりこのさきく

ミするめとふくめと、かわらけニちいさくかミおりしき、わにのる、御

ねりこ御はいせんの上らふ、御はしを壹せんそろへ、さきのかたをもち

て中ちおりて、本のかたをそのまゝおき、御ねりこくゝめ參らす、次御

さかつき一こん參とをる、くわん御成候て、御所より御ねりこすへり申候、三日同御いわる、御宮參の日より三日朝はかり御もらいの御せんとて、上様御なかのく御申出し參、三方ニ御ちやわん壹つのせ參、三日御ねりこ御いわる、つきニ御もらいの御せんあかり、それより後、毎日御おりはしにてあけそめ申候はつ也、

一、御くしおき御二才の暮也、

御おと御らんせられ候へハ、御二才の暮ニかきらす候、御所より御ねもしの御ふく壹かさね・御いか物・御しらが參、そのわたにねのある小松二本・たち花、二本、のし中たかを壹寸ほどにたゝみむすひつく、御しらがかつかせられ候て、御さかつきあり、  
(底本前行ニ續クモ意ヲ以テ改行ス)  
御いわるこんの覺、

御はいせん上らふ、御てなか御ちの人、

御三方に御かわらけ一枚のせ出る、

御いか物出、御ちやうし出る、御したミかわらけそふ、一こん、御くわへ有、

御所へならせられ候て、御こふあわ・御かちんのかんニこん參、宮様の御前へハ御こふあわはかり出、次ニ御しらかかわらけ二つニ入、御すゝりのふたニのせ、御三方ニのせいづる、上様御前のまへニおき申候、御ゆひにて宮様御ひたいのくちニつけさせられ候、御しらか御かつきあそハされ候、還御成候て、三か日おなしやうに上らふ御つけなされ候て、御しらか御かつきあそはし候、御ちの人ニ御下きやうあり、

一、御三才の暮御いろなをし

御所より御かうはい一重、御いか物・三ほんたて參、霜月の二はんのう

しよりのち也、

こんの覺

御三方ニ御かわらけ一枚のせ出る、

御いか物、つきニ三ほんたて出る、

御ちやうしニ御したミかわらけのせいづる、一こんにてすへる後、御かないろニゆ出る、御せんのか候御かわらけにて御ゆ參てすべり申候、次ニこん出る、御三方ニ御かわらけのせ出る、御こふあわ一こん出る、御ちやうし御したミかわらけそへ出る、一こんあかり候て、御はいせん御いたゝき候てすへる、又別ニこんあり、

御三方ニかわらけ壹つのせ出る、次ニかちんのかん出る、ひきかへて御こふあわすへる、御ちやうし出る、二こんめニ御くわへいづる、その御盃上らふ御いたゝき、のち御したミかわらけ御ちの人御いたゝき候、御所にて二こん出る、それより御はしなをしまいらせられ候、御もらいやミ、おとなのことに御せんこしらへあけ申候、御所へ御祝義御たる三か三しゆの内こいたゝき一ふたあかる、すなはちこんニ成出る、御ふくろ・おちの人御下きやうあり、

一、御五才の暮、御ふかそき、春にても夏にても、御しうき五か五しゆの中、まん中一折あかる、則こんニ成出る、御はんちりにても御あこめにても、御ふく壹重、御さいかうし御ねもし、御いかもの・六ほんだて御所より參、宮様御くし御丸ひんニなて、御所よりまいらせられ候御さいかうし御ねもし、なかの御かさねは御かうはいにて候、若宮様ハ御はんちり、御すゝしの御はかまのうへに御まへはりをめし候、姫宮様ハ御あこめ、ふしかね染の御はかまのうへニうへのはかまをめし候、御いわるのぎし

き、いつれもおなし事、大しん御ひんおやニ御參候、たゝすの宮のまへの石二つまへ日ニとりにつかわし、こはんのうへニ置、宮様そのうへを一そくの御あしにて御ふまへ、御吉方しやうけのかたへ御むきたゝせられ候、大しん御參、御右・左の御ひんのすゑをそき給ふ、御やない箱に御ゆすりつき・御くし・御かうかい・御かうばさみのせ出る、又中たかにてても大たかにてても、よこにおり三おりニして、壹對御すゝり箱ニそへ出る、御ひんそき候て後、大しんもとの座ニつき給ふ、宮様御吉方へおりさせられ候、さて右・左の御ひんのさきつゝみて、かミのうへニ右・左かき、ねんかう・日付なされ候、宮様御あつたゝみニなをさせられ候へハ、御いか物・六ほんたて出る、御はいせん御いろなをしと同事、そのうち三こん參、まんちうのこん有、大しん殿へもおなしことく三こん參、こんの覺出やう右（左之）の通、

御さかつき出る、こふあわなり、次ニまんちうこん、御ちやうし、御かへのこんニひきかへ申候、次ニ御ひとつ物ひきかへに出る、御ちやうし出る、御くわへ有、御したミかわらけ御ちの人御いたゝき候、これより御くし御ひんつらにそろへ申候、大しん殿御たいしゆつの後、御所へならせられ候、三こん參、御八つにて若宮様ハ御くしきん、御もとゆひにてそろへ申候、姫宮様ハ御すへらかし、御ねにもそろへ申候、

一、御九才御ひほおとし

これより御おひあそハされ候、御心したいに、春にてもふゆにても、當日御いか物・御ふく壹かさねまいらせられ候、御さいかうし御ねもし一かさね・うきおり物（の）へ御おひ一まいる、時分ニよりかわり申候、三か三しゆしん上、

こんの覺

御こふあわ・こいたゝきの御かちんのこん、かべのこん、以上三こん也、いつれも一こんにて御さかつき出る、おさめのこんにて御くわへ出る、

御所にて二こん、

一、御十三姫宮様御はくろめ有、

御ふく一かさね・御いか物參、御道くしやうす御わたし、御ふて壹對、

御こふ、こほりかさねのうすやうに、御やない箱ニのる、御いわる御い

か物はかり、御所にて二こん參、

一、若宮様の御はくろめハ、御けんふくの二三日まへ日也、御としさたまり

なし、

表1 後水尾院当時年中行事の項目（巻上）

月	日	項目	頁	段	
正月	朔日	四方拝	62	上	
		朝の物（菱葩・御盃参る）	62	下	
		朝の御盤	62	下	
		請取	62	下	
		朝餉	62	下	
		御祝	63	上	
		御嘉例	64	下	
		小朝拝	64	下	
		節会	64	下	
		不定	齋固	64	下
		2日	朝の物（昨日に同じ）	65	上
	掃初		65	上	
	請取の際、とりそめの御盃あり		65	上	
	牛飼御礼		65	上	
	3日	朝の物・請取（昨日に変わらず）	65	上	
		御祝（また同じ）	65	上	
	4日	朝の物（菱葩を供す）	65	上	
		朝の御盤（今日より常御所にて参る）	65	下	
		請取は有無不定	65	下	
		千秋万歳なし	65	下	
	5日	年始の御文	66	上	
		手斧始	66	上	
	6日	千秋万歳	66	上	
		年越の御盃	66	上	
	7日	朝夕に味噌を供す	66	上	
		御祝（前に同じ）	66	上	
		白馬節会（出御のこと元日に同じ）	66	上	
	8日	後七日御修法・太元帥法	66	上	
	この頃	諸礼	66	下	
	11日	奏事始	67	上	
	14日	年越の御盃	67	上	
	15日	朝の物（小豆粥を供す）	67	上	
御祝（前に同じ）		67	上		
三毬打		67	上		
16日	朝の物（今日以後は小豆餅などを供す、粥を供す）	67	下		
	御祈禱	67	下		
	踏歌節会（出御のこと前に同じ）	67	下		
17日	朝の物（粥を供す）	67	下		
	鶴庖丁・舞御覧	67	下		
18日	朝の物（粥を供す）	67	下		
	三毬打	67	下		
19日	御会始	68	上		
20日	御祝	68	上		
2月	朔日	朝の御盤・朝の御盃（例の如し）	68	上	
		朝餉	68	上	
		御祝（大概正月に同じ）	68	上	
		御嘉例	68	下	
	15日	涅槃会	68	下	
22日	水無瀬宮御法楽	68	下		
25日	聖廟御法楽	69	上		
3月	朔日	毎事二月朔日に同じ	69	上	
	3日	朝の御盃	69	上	
		鬮鶏	69	上	
		朝餉	69	上	
		御祝（三献目の銚子に桃の花を入れる）	69	上	
巳日	人形進上	69	上		
4月	朔日	毎事例の如し	69	上	
		更衣	69	上	
	この月	諸社祭多けれど、今はさせる神事なし	69	上	
	賀茂祭	葵を献ず	69	下	
	16日	黒戸夏花摘	69	下	

月	日	項目	頁	段
5月	朔日	毎事常の如し	69	下
	4日	茸菖蒲・菖蒲枕	69	下
	5日	朝の物（粽を供す）	69	下
		朝の御盃・朝餉（例の如し）	69	下
	菖蒲湯・菖蒲輿	69	下	
	御祝（初献に粽を供す、三献目の銚子に菖蒲の根を入れる）	70	上	
	薬玉	70	上	
	8日	今宮祭、物忌札進上	70	上
	15日	物忌札進上	70	上
	16日	御祈禱（正月に同じ）	70	上
	6月	朔日	朝の物（氷餅を供す）	70
御祝（初献に氷餅を供す）		70	上	
7日		祇園会、物忌札進上	70	下
14日		物忌札進上	70	下
		祇園会の御盃	70	下
16日		嘉定	70	下
晦日	御洗髪	70	下	
	茅輪	70	下	
7月	朔日	御祝（例の如し）	71	下
	7日	七夕御手向	71	下
		茅輪を賜う	71	下
		朝の御盃・朝餉（例の如し）	71	下
	御祝	71	下	
	盆前	御目出度事	72	上
	14日	灯笼進上	72	下
	15日	灯笼	72	下
		御祝	72	下
	16日	灯笼の御返しを賜う	73	上
	18日	物忌札進上	73	上
8月	朔日	田の実	73	上
	札進上	73	上	
	牛飼御礼（正月に同じ）	73	上	
	朝の御盃・朝餉（例の如し）	73	上	
	御祝（初献に尾花の粥を供す）	73	上	
	15日	名月の御盃	73	上
18日	物忌札進上	73	下	
	御霊会の御盃	73	下	
9月	朔日	毎事例の如し	73	下
	8日	菊締	73	下
	9日	毎事三月・五月等の節供に同じ	73	下
		御祝（三献目の銚子に菊花を入れる）	73	下
	詠和歌（重陽宴の心なり）	73	下	
	13日	十三夜（八月十五夜に同じ）	73	下
16日	御祈禱（正月・五月に同じ）	73	下	
10月	朔日	毎事常の如し	73	下
	更衣	73	下	
	御祝	74	上	
	亥日	御玄猪	74	上
15日	御祝	74	上	
	御日待	74	下	
朔日	毎事例の如し	74	下	
	郁子進上	74	下	
11月	子日	子祭	75	上
	二の丑日	女中、今夜より赤き衣裳を着る、五節の帳台の試なれば勸盃あり	75	上
12月	朔日	毎事例の如し	75	上
	8日	温糟粥を供す	75	上
	不定	煤払	75	上
		御嘉例	75	下
	御髪上	75	下	
	節分	節分	75	下
	晦日	御洗髪（六月に同じ）	76	上
御年の実		76	上	
歳末御礼	76	上		

表2 後水尾院当時年中行事の項目（巻下）

- ・項目名は概ね書出しの語句を用いたが、便宜内容をまとめて示したのものもある。
- ・長文にわたる項目は、便宜小見出しを一字下げて示す。

項 目	頁	段
神宮・内侍所を跡になさず	76	上
万物まず台盤所の棚に置く	76	上
毎日の次第	76	下
御手水	76	下
御拝	76	下
御盤	76	下
掌灯	77	上
御服召さしむる事	77	上
御けずりぐし	77	上
御鬢理する事	77	上
地下の者と直に御詞を交わさず	77	上
帷子は召されず	77	上
物を参るとき必ず茵を敷く	77	上
参らざる物	77	下
仏神に供したる物	77	下
鶉の魚	77	下
外居に入れたる物	77	下
器の塗りたる物	77	下
三方の上に直に入れたる肴	77	下
御手ずから肴を賜る事	77	下
天酌の時	77	下
台盤所にては入御申さず	77	下
常御所にては入御なし	77	下
諸家奏慶の御対面	77	下
諸家元服の日	78	上
元服の日御冠申し出す衆	78	上
内々御行歩に用いらる剣	78	上
別殿行幸	78	上
伊与までは局を持つ	78	上
上臈は女孺・末の者に直に詞を交わさず	78	上
御誕生日には千巻心経を読ませらる	78	下
御誕生日の御祝	78	下
御楽始	78	下
初雪積もれば御雪消しあり	78	下
御盃重ねて参る	78	下
御陪膳には上臈・典侍候す	78	下
朝の御盤の御陪膳	79	上
小四方などいう小さき台	79	上
陪膳の人なき時	79	上
女中の衣裳	79	下

項 目	頁	段
女中懐妊の時	80	上
着帯	80	上
忌明	80	上
御所々々の御祝共の次第	80	下
宮参	80	下
髪置	80	下
色直	81	上
深曾木	81	上
紐落	81	下
齒黒目	81	下
鬢曾木	81	下
門跡・比丘尼などの入室作法	81	下
皇女嫁娶の事	81	下
御所々々の誕生日	82	上
女中髪を結う事	82	上
女中の引眉	82	上
女中宮仕えに出る始め	82	上
御今参	82	上
女中童の程	82	下
二親の服	82	下
女中親父堂上なれば年忌に下行を給う	82	下
格子の元ばかりを取る事	82	下
竹・葦の類用いる事	82	下
剃刀	82	下
触穢の時	82	下
堂上の娘の堂上の妻になりたる者の御前に参る事	82	下
武家に嫁したる人の御前に参る事	83	上
武家の娘の御前に参る事	83	上
儲君親王御同宿の時	83	上
儲君親王の上臈	83	下
一の采女	83	下
猿楽	83	下
風呂・炬燵	84	上
御脱履	84	上
参り物を紙に包みて結ぶ様の時	84	上
月の障りの人	84	上
灸治	84	上
女孺は清き道具を取り扱わず	84	上

(解題)

一 『後水尾院當時年中行事』

本書は、その書名の示す如く後水尾天皇の御撰にかかり、江戸時代初期の朝廷における年中行事、および諸行事や故実などをまとめた書である。『仮名年中行事』『後水尾院年中行事』などの異称があり、本文は上下巻に分かれ、巻上には年中行事が、巻下には主として天皇と女官に関する諸作法・装束・故実などが記されている。また巻下には皇子女の幼少時の人生儀礼についても詳しい記述があることが特徴である。

本書を撰述された後水尾天皇は、後陽成天皇の第三皇子として文禄五年(一五九六)六月四日に誕生された。諱は政仁、母は女御藤原前子(関白近衛前久の女)である。同五年十二月二十一日に親王宣下を受けられ、同十五年十二月二十三日に元服、翌十六年三月二十七日に後陽成天皇の譲りを承けて践祚され、続く四月十二日に即位礼を挙げられた。元和六年(一六二〇)六月、將軍徳川秀忠の女和子を女御とされ、寛永元年(一六二四)十一月には、和子を皇后に立てられた。なおこの立后は南北朝期以来のことであった。同六年十一月八日俄に皇女興子内親王(明正天皇)に譲位されたが、その背景には朝幕関係の不和があったとされる。延宝八年(一六八〇)八月十九日に八十五歳をもって崩御され、遺詔に拠って後水尾院と追号された。その陵は月輪陵と称し、京都市東山区今熊野泉山町に存する。

行論に先立ち、底本に使用した東山御文庫本の書誌について記しておきたい。本書は勅封番号六七―六一四、一冊。袋綴装で縹色の表紙を持つ。外

題はなく、法量は縦二七・七cm、横二〇・八cm。墨付は六七丁で、文字詰めは半丁あたり一一行、一行あたり二二字前後である。桐箱に収められており、箱蓋には「年中行事 一冊」と靈元天皇の宸筆で記されている。本文は全文が後水尾天皇宸筆で、補入や見せ消ちによる訂正がまま見られる。底本には上下巻の表記は無いが、巻の切れ目で改訂されている。翻刻にあたっては便宜「巻上」「巻下」とした。なお当部図書課図書寮文庫には、東山御文庫本の影写本(函架番号一七五―一六〇〇、昭和三十年影写)が架蔵されている。

東山御文庫本には次の跋文が存し、成立の経緯を窺うことができる。

此一冊ハ後光明院へかきてまいらせしを、承應の回録(釋)に焼失しぬ、草案の殘しか不思議に萬治の火災をものかれて函底よりとり出たるを、やかにやりすてんとするに、當今(靈元)おさなくましませは、二度まいらせよかしとしきりに懇望する女房あまたあれは、いなひかたくて、かの草のあまり前後混亂したるを書あらためむとするに、老眼分明ならざるうへに近年筋氣ことに興發して、執筆曾以合期せずといへと、鳥跡のみくるしきをかへりみす書付をはりぬ、彌外見憚あるものなり、

すなわち、この本はもともと後光明天皇のために著したものであったが、その本は承応の火災で焼失してしまった。ところがその草案が万治の火災をも免れて出来したところ、懇望する女房が多くいたため、草案の混亂を改めて書写したものであるという。

また、次に掲げる『頼業卿記』『宗建卿記』の記述により、この跋文を裏付けることができる。

『頼業卿記』寛文四年（一六六四）閏五月二日条

法皇御幸、今日先年後光明院へ被遊候て被進候年中行事之御下書少々残り候故、法皇御代之様子・近々事之様子被遊被加、法皇宸筆にて一册被遊、今日禁中へ被進候也、園大納言・正親町大納言・東園中納言・頼業四人之外へハ無他見様との仰也、

『宗建卿記』享保十四年（一七二九）八月十日条

（主上の御陪膳についての故実を殿（近衛家久）に尋ねたところ、『後水尾院當時年中行事』の記述を踏まえて答えたことが記された後に）

此後自殿下有御消息、過剋被仰陪膳之事、後水尾院年中行事被書賜之、後日殿仰云、此年中行事祕藏之書也、曾以不在他家、後水尾院御時御清書者被返禁中、中書者被進新院、（進カ）於御草稿者被留置法皇、依之所被進新院之御中書、（近衛基熙）被借下應圓滿院被許書寫、仍於今被所持者也云々、

これらの記述により、後水尾上皇自ら草案を書き改めたもの、すなわち東山御文庫本が靈元天皇にもたらされたのは寛文四年であったこと、後水尾上皇が後光明天皇に与えた清書本の他に中書本があり、これが後西上皇に与えられていたことなどを知ることができる。<sup>①</sup>

写本系統と陽明文庫本について

『後水尾院當時年中行事』の写本は多く伝存しており、また『八洲文藻』『続扶桑拾葉集』『丹鶴叢書』『視聴草』等の叢書にも収められている。これまでに翻刻されたものには『改定史籍集覽』『丹鶴叢書』『列聖全集』『新註

皇學叢書』<sup>②</sup>などがあるが、いずれも流布本を底本にしたものであり、相互に本文の異同が多く、利用には不便な点が多かった。

写本系統については和田英松氏・酒井信彦氏による言及がある。とくに酒井氏は流布本の祖となつた近衛基熙書写本の系統と、東山御文庫本の系統の大きく二つに分けられること、および東山御文庫本が系統上は単独の写本であり、かつ最善本であることを指摘している。この結論については首肯すべきもので付け加えることはないが、流布本の祖である陽明文庫所蔵の基熙書写本を調査した結果、これが『宗建卿記』に見える中書本の忠実な模写と考えられ、本文の検討のうえでは重要な写本であることが判明したので、以下に紹介することとしたい。

まず本書の諸写本は、そのほとんどが次に掲げる近衛基熙による奥書を有していることから、基熙書写本が流布本の祖であるといえる。<sup>③</sup>

禁年中御作法以下事二帖

後水尾院所令製御也、而染宸翰被収官庫、於此御本者爲御草案仍被進新院處也、基熙侍洞中之日被免拜借故不違一字謹書寫之、朝廷至寶、家門最珍無比類者也、子孫努非公用而莫令他見矣、

于時天和元年臘天中旬 左僕射基熙

基熙は天和元年（一六八二）十二月に、後西上皇から借用してこれを書写しており、またその親本は草案であったという。すなわち『宗建卿記』にいう中書本である。

陽明文庫には三部の『後水尾院當時年中行事』写本の存在が確認できる。

いまこれらを仮にA本・B本・C本と称することにする。<sup>(7)</sup>

**陽明文庫A本**（近／216／32、二帖）は、基瀬自筆の奥書を有し、本文には訂正や補入の指示が随所に見られる。その書き方としては、挿入符による補入、見せ消ちによる訂正、小書割書を大字にする指示「大字非注」「大字」などがあり、これらの箇所は東山御文庫本では指示通りに直っている。他に注意すべきものとして、巻上の正月十九日御会始の項では「清涼殿の北の方西向の御座に著御」の下に、注を増補すべき旨の書入れ「此間ニ注入之」があり、東山御文庫本では、この部分に小書割書の注が入れられている。また巻下の「外居に入れたる物」の項と「器の塗りたる物」の項の間には、「亡者の年忌などに」と始まる一項があるが、この項には合点が付されており、全て削除する指示「除之」がある（後述）。これらより、この写本は後水尾天皇による草案の推敲の跡まで忠実に写した模本と認められる。またその文字についても東山御文庫本と類似していることから、筆跡までも模して写されたものと思われる。推敲の過程を具体的に知ることのできる写本であり、本文の成立を考えるうえでも極めて重要な写本と位置づけられる。

**陽明文庫B本**（近／216／33、二帖）は、基瀬奥書を有し、補入の指示などが多少見られるが、A本と比べると、概ね訂正箇所を改めた本文になっている。つまりA本を基にして整えられた本文となっている。

**陽明文庫C本**（近／216／31、一帖）は、A本を基にした写しと考えられるが、基瀬奥書がなく、本文中の訂正の指示は、改められている箇所もあるが、指示をそのままに写している箇所がB本よりもやや多い。また首書が施されている。

以上のように陽明文庫には草案の忠実な写本（A本）と、それを基に本文

がある程度整えられた写本（B本・C本）が存在する。伝存する諸写本を見るに、訂正の指示をほとんど残しておらず、また基瀬奥書を有することからすれば、B本が流布本の祖であろうとも考えられるが、諸写本に僅かに残る訂正の指示を検ずるに、その箇所は必ずしも一定ではなく、特定の祖本を想定することは極めて難しい。陽明文庫B本・C本を例に挙げるまでもなく、訂正の指示を改めながら転写することはあり得たであろうし、それが転写のどの段階で行われても不思議ではない。またこのことが諸本に異同を生じさせる一因ともなっていたのであろう。

酒井氏は、東山御文庫本と流布本の本文を比較して、異同が多くあることを指摘しているが、これには一部修正を要するものがある。すなわち、東山御文庫本と陽明文庫A本とは、清書本と中書本の関係であり、基本的には清書本、すなわち東山御文庫本をより尊重すべきであるが、脱文や書き誤りと認められる箇所については、陽明文庫A本を参考にして校訂を施すことが許されるであろう。またこの両本間の異同以外については、書写の過程における誤り、または後人の付した注釈が混入したものと解すべきである。

#### 本文の異同について

続いて東山御文庫本と陽明文庫A本の本文について比較しておきたい。先の通り両本は清書本と中書本の関係であるから、仮名で記すか、漢字で記すかなどの違いはあるものの、基本的には大差はない。ただし東山御文庫本にも修正の指示が見られることから、後水尾天皇が最後まで推敲を繰り返していたことが窺え、その結果、東山御文庫本のほうが説明の語句が加えられている箇所や、冗長な表現が整えられている箇所がある。改めて言うまでも



なく、東山御文庫本が最も整った本文を有する最善本と認められる。

ただし、東山御文庫本になく、陽明文庫A本に存在する記述もあり注意を要する。それらを掲げると次の通りである（傍線部。以下の引用文では東山御文庫本を（東）、陽明文庫A本を（陽）として示す。なお大字と小字の違い、語句の入れ替えなど文意が大きく変わらないと判断されるものは、ここでは扱わない）。

(1) 正月朔日 御祝（63頁下段）

(陽) 次に平の御盤に御さか月をすへて供す、其様中央に三とのかはらけ  
ひとつをすへて、めぐりに深草かはらけ三つゝかさねて九すふ、  
これは「すへて」の目移りによる誤写であろう。東山御文庫本に当該部分を  
補って読むべきものである。

(2) 正月八日頃 諸礼（66頁下段）

(陽) ひさしの西中央の間の北の方の戸をあけて道とす、  
陽明文庫A本には、抹消などの記号はみえない。削除されたものか、書き落  
としたものか判断しかねる。

(3) 正月十五日 三毬打（67頁下段）

(陽) 内侍とりて御所にもてまいる、事をはりて還御、  
傍線部は陽明文庫A本では、墨線により抹消されており、推敲段階で削除さ  
れた文である。諸本には「のち還御」などもあるものがあるが、抹消が見落  
とされ、誤って伝わったものであるう。

(4) 正月十七日 舞御覧（67頁下段）

(陽) 藏人東階にのそみてこれを下す、かしこまりてしりそく、次に樂所  
奉行舞の目六をもちて東階にのそむ、左右の樂人二人階下にすゝみて目

六を給てしりそく、

これも(1)と同様に「東階にのそ」の目移りによる誤写であろう。東山御  
文庫本に当該部分を補って読むべきものである。

(5) 七月七日 七夕御手向（71頁下段）

(陽) 内侍ひとへきぬを着て御硯をもてまいる、其様重硯の中の硯七をと  
り出し廣蓋にすふ、

陽明文庫A本には、抹消などの記号はみえない。「様」があつたほうが文章  
の落ち着きがよいように思われるが、あるいは書き落としか。

(6) 十月亥日 御祝（74頁上段）（「先つくく」の下の割注）

(陽) 臺にすふ、臺のてい兩方に足あり、花足の類にや、當時世俗に流布  
の足うちとか云物也、

陽明文庫A本には抹消などの記号はみえないが、「足うちとか云」が挿入符  
によって補入されていることから、傍線部は抹消されるべきものか。

(7) 地下の者と直に御詞を交わさず（77頁上段）

(陽) 但御口移・御手移不可然、堀河院御時樂人等偏無便之由、匡房大難、  
尤不可然事也、

『禁秘抄』の引用部分であるが、同書の諸本には、「但」「不」の両字が存す  
る。また両字ともに陽明文庫A本には存するので、書き落としてであろう。

(8) 「外居に入れたる物」と「器の塗りたる物」の間（77頁下段）

(陽) 一、亡者の年忌などにほとこす心さしの物、女中方に儘あり、たと  
ひあたらしき器などに入たれハとてもまいらす、（女中方に儘あり）は挿  
入符による補入

先述の如く、この項目には合点および「除之」との書入れがあり、全体が抹

消されている。いま参考のため抹消された本文を示した。

(9) 髪置 (81頁上段)

(陽) 御祝ことに御袋・乳母に下行あり、別帖にみえたり、

陽明文庫A本には、抹消などの記号は見えない。本書に別帖は確認できないので、推敲の結果として削除されたものと思われる。あるいは執筆の参考にした記録のようなものがあり、その文が残ってしまったものかもしれないが、いずれにしても本文とするにはそぐわない文である。

(10) 深曾木 (81頁上段)

(陽) 柳筥にゆすりつき・くし・かうかい・かうはさみ等のものを居て、

内容からして東山御文庫本の書き落としてであろう。東山御文庫本に当該部分を補って読むべきものである。

(11) 皇女嫁娶の事 (82頁上段)

(陽) よのつねの三獻などにも時宜によるへき也、

陽明文庫A本には、抹消などの記号は見えない。削除されたものか、書き落としたものか判断しかねる。

(12) 参り物を紙に包みて結ぶ様の時 (84頁上段)

(陽) 何にてもまいり物を紙につゝミて結び、或ハ紙なと掩て上を結ふやうの時、

陽明文庫A本には、抹消などの記号は見えない。削除されたものか、書き落としたものか判断しかねる。

また、東山御文庫本と陽明文庫A本とで、訂正の指示がなく異文となっている箇所には次のようなものがある(傍線部)。

(a) 六月十六日 嘉定 (70頁下段)

(東) とりくかつうを給はりて、下らふよりしりそく、

(陽) とりくかつうを給はる事はて、下藁より退く、

(b) 六月晦日 茅輪 (71頁上段)

(東) 女中著座、上藁一列御座の左方、南上、中藁一列御座にむかふ、東上、南上、南面、

(陽) 女中著座、上藁一列御座の左の方、南上、中藁一列御座にむかふ、南上、南面、西面、

(c) 十月亥日 御祝 (74頁下段)

(東) つきをはらせ給ひて、中なる強供御を鹽につけて少まいる、

(陽) つきをはらせ給て、御箸をとらせ給て強供御を少まいる、

(d) 十月亥日 御祝 (74頁下段) (「つくくと同じ體の臺」の下の割注)

(東) 此臺あのこの外にハ出さる物也、

(陽) 此臺あのこの外に二觸さるもの也、

(e) 御誕生日には千巻心経を読ませらる (78頁下段)

(東) 假令上らふ分の人五十巻、中らふ四十巻、或卅五巻、下らふは廿巻  
なとやう也、

(陽) 假令上藁分の人五十巻、中藁四十五巻、或卅五巻、下藁八廿巻、或

卅巻なとやう也、

(f) 紐落 (81頁下段)

(東) 九歳の時紐おとしあり、成人の體により、或いそかれて春なともあり、  
(陽) 九歳の時紐おとしあり、身の長により、或いそかれて春なともあり、

なお、訂正の指示がないものの、削除や書替えが多くなされ、かなり異なる文となっている項目を次に示す。

(g) 十月亥日 御祝 (74頁下段)

〔御ゆひにてはちかせ給ふを給はる也〕の下の割注)

(東) 御けんてうの色前二みえたり、四位・五位殿上人前二も申ことく、

大臣の子・まこなどは勿論、其外たる五位職事なども其類也、是ハ職ニ補せらるゝ人ハ器用をえらはるゝか故也、

(陽) 御けんてうの色前にみえたり、但四位殿上人ノ内清華の族・大臣の子或孫・兩頭などハ二度の時も三度の時も、一度ハ黒を給はる也、五位殿上人も又同じ、五位職事ハ兩頭の准據也、これらハ家を賞翫の故也、又職に補せらるゝ人ハ器用を稱せらるゝ由云々、

(h) 鬢曾木 (81頁下段)

(東) 自然攝家方などへ嫁する様の事あれハ、其所にての事也、しかあれは、御所にてのひんそきまれなる事也、如斯事ハ祝義の體已下時宜にあるへき事也、

(陽) 自然攝家方などへ嫁するやうの事ありとても、十六才までありつきなくてある事なき故、近代御所にてひんそきの例なし、かうやうの例なき事ハ時宜によるへき事也、

(i) 女中親父堂上なれば年忌に下行を給う (82頁下段)

(東) 女中親父堂上の者なれハ、其者逝去の後年忌々に法事とりをこなふ爲とて、相應の下行をたふ、上らふ・中らふの差別ハ勿論ある也、下らふハ或地下の者、或社司等の女なれハ給はらず、乳母ハ各別の事なれは給はる也、堂上の者も奉公の勞あるものに下され初ての事なるへし、いつれも一周忌までハ給はらず、第三回忌より已後の事也、下行の員數ハさたまらず、時宜にあるへき也、

(陽) 女中親父の年忌にハ法事とりをこなふとて相應の切手をたふ、親父

堂上の者なれば、堂上の勞あるによりての事也、されハ上臈・中臈分の人までハたふ、下臈ハ大概或地下の者、或社司等の女なれば給はらず、乳母ハ各別の事にてたふ、いつれも一周忌までハ給はらず、第三回忌已後の事也、下行の員數さたまらず、時宜にあるへき事也、

(j) 儲君親王御同宿の時 (83頁上段)

(東) 親王茵の上に座せしめ給ふ、座を起て障子の外に出しめ給ふ、公卿・侍臣平伏、殿上人の下らふ燭をとりて先行、次に親王すゝみ給ふ、公卿・侍臣したかひ奉る、便宜の所をへて常御所の南にいたる、第一の公卿すゝみよりて障子をあく、親王庇に入給ふ、公卿・侍臣平伏、第一の公卿障子をさして後、をのくしりそく、親王れん臺の北の方に著座、其後御盃まいる、三獻目天酌、親王御とをしまいらる、さか月をは殘しをきてしりそかる、親王のはいせんの人すゝみ出て盃をとりて、親王の前にをく、御さか月事をはりて本路をへて退出、公卿・侍臣したかひ奉る、親王里亭に住し給ふ時も節朔にハ必參内あり、其時にハ御袋の局を直曹にもちあらる、正月五日ハ或直曹にても、或里亭にても親王の祝あり、強供御の陪膳ハ禁中より典侍一人まいりてこれをつとむ、強く御過後後退出、是ハ此比萬事微々の體なれハ、親王の上臈にても袴をも著せねハ、こはく御の時、せめてはいせんの人袴はかりをも著すへき爲の事なり、其後三獻ハ親王の上らふはいせん也、

(陽) 親王茵の上に座せしめ給ふ、座を起て障子の外に出給ふ、殿上人の下臈燭をとりて先行、次に親王すゝみ給ふ、公卿・侍臣したかひ奉る、便宜の所をへて常御所の南にいたる、第一公卿すゝみよりて障子をあく、親王庇に入給ふ、公卿障子をさして後、各しりそく、親王れん臺の北の

方に著座、其後御盃まいる、親王御相伴也、三獻目親王御とをしにまいらる、さか月をハ残しをきてしりそかる、陪膳の人すゝみより盃をとりて、親王の前にをく、御さか月事をはりて本路をへて退出、公卿ひさしの障子をあく、前のことし、或里亭に住し給ふ時も節朔にハ必伺候あり、其時にハ御袋の局直曹に用らる、正月にハ五今日或里亭にても、或直曹にても祝あり、陪膳の上臈ハ禁中の女中参りてつとむ、強供御の陪膳つとめて後退出、是ハ近代萬事微々の體なれば、此比ハ親王の上臈にても袴をも著せざるによりて、こはく御の時ハ、せめて陪膳の人袴はかりをも著すへき爲の事、其後の三獻ハ親王の上臈陪膳なり、

最後に、陽明文庫A本になく、東山御文庫本にある記述について紹介しておく。これらは推敲を経て書き加えられた説明とみられる（傍線部）。

(ア) 小四方などいふ小さき台 (79頁上段)

(東) 小四方などいふちいさき臺などにすへて奉る菓子ふせひのものハ、

(イ) 忌明 (80頁上段)

(東) 御袋ハさ程の行粧にもよはず、但人により時により、宮も御ふくろも何程の行粧にても嫌ハなき事也、御所にてハ常御所にて御さか月参る、御袋より進上の御樽のうちに、とりのこにてもかちんにてもまいる、御さか月の獻の一禮に供する也、

(ウ) 猿楽 (83頁下段)

(東) 猿樂ハ宮中に入す、但道の者にあらざるハ参る事常の事也、幸若・大かくら等のまひくゝ又くるしからず、是も道の者にてまいらぬ事やうに申衆もありしを、故白河二位まひくゝハ根本唱門師也、千秋萬歳等

も唱門師也、正親町院の御時幸若度々しこう申たる由申て、其後彌不審なく参る也、

以上、東山御文庫本と陽明文庫A本との本文を比較した結果、巻上については、単純な写し誤りや字句の訂正と考えられるものが多く、両者はほとんど同文であるといえるが、巻下のうち特に後半については、書き改められたと考えられる異文が多いという傾向が見てとれる。後水尾天皇が本書をまとめる際に、最も意を用いた部分が奈辺にあるかを窺うことができよう。

#### 撰述の目的について

本書は『禁秘抄』『建武年中行事』を参考として、旧時と比較して異なっているものに注記を加える形で記されている。それらのうちには、儀式・作法の由緒や略儀化などの変化の理由について、後水尾天皇自身の見聞や記憶、あるいは旧記などに基づいて具体的に述べられている箇所があり貴重な情報となっている。また、巻下に皇子女の幼年期の人生儀礼を説明する点や、女官の作法・故実について細かに記している点は、本書の大きな特色となっている。

また全体的な内容としては、これまでも指摘がある通り、<sup>(8)</sup>巻上の年中行事については『建武年中行事』が対象とするような伝統的な朝儀よりも、節朔の御祝を中心とした、室町時代中期以降に世俗の行事の影響を強く受けて行われるようになった行事の説明に多くの分量が割かれている。また巻下は『禁秘抄』を念頭に書かれているが、禁中全般に関わるようなものではなく、とくに天皇と女官の作法・装束に関わるものに限られている。

また陽明文庫A本と比較すると、「強供御已前に供する也」を「參る」に訂正するなど、天皇の供膳に関する記述について「供す」↓「參る」との書替えを行っている箇所がいくつか見られる。この書替えは全文に徹底されたものではないが、推敲の際に、臣下の目線から天皇の目線になるように文章を改変したものと考えられる。すでに酒井氏が想定しているように、女官の手になる諸行事の作法を書き留めた書があり、それを下敷きにして本書がまとめられた蓋然性は高いのではないかと考えられる。

さらに推測を重ねるならば、巻上には陽明文庫A本との違いがほとんど見られないことから、巻上にあたる部分には、ある程度まとまった参考書があったと考えられる。巻下については、先述の通り、陽明文庫A本の髪置の項に「別帖にみえたり」と見えること（東山御文庫本では削除されている）から、下敷きとした参考書の存在は窺えるが、全体としての統一を欠く印象があることから、部分的に先例の書付のようなものを参考に行っているに止まるのではないかと思われる。

後水尾天皇が本書を編んだ目的については、序文に「何事もミるかうちにかはりゆくすゑの世なれば、せめて衰微の世のたゞすまゑをたにうしなはてこそあらまほしきに、それたに又おほつかなく成もてゆかむ事のなけかしければ」とある如く、新興の諸行事を含めた女官の作法に関することを書き残し、後の参考となることを望んだものと考えておくのが穏当であろう。後水尾天皇自身の見聞などにより行事の由緒や変化を記したことも、本書を著述した目的の一つと評価できる。<sup>9)</sup> また、跋文の「當今おさなくましますは、二度まいらせよかしとしきりに懇望する女房あまたあれば」との記述からは、本書を必要としたのが靈元天皇の女房達であることが明らかである。本来、

本書を後光明天皇に与えたのも、天皇と天皇に近侍する女房の参考のためと理解することができよう。

酒井氏は本書の性格について、後水尾天皇が、室町時代に始まった世俗的・内々のな行事・慣習に価値を見出し、それを朝廷の文化として打ち出して行こうとする姿勢がうかがわれるとし、漢学を重視する後光明天皇に対して、世俗的・内々のな行事へも理解を求めするために著されたと推定している。後者の後光明天皇に対して理解を求めたためとの見解はいささか穿ちすぎているように思えるが、前者の新興の諸行事を新たな朝廷の文化として書き残すことに価値を見出したとの視点は継承すべきであると思われる。

東山御文庫には、のちに中御門天皇が本書を写し、さらに注釈を加えたものが存しており、<sup>10)</sup> 実際に後代の天皇にも本書が読まれたことが知られる。皇室において本書がいかに受容されたかを物語るものであり、興味深い。なお序文や跋文、および先掲の『頼業卿記』には、他見を誠める旨の記載があること、また巻下の「陪膳の人なき時」の項に見える「外人のミるへき物ならねハ」との記述などからは、後水尾天皇は本書が天皇とその周辺のみで参考にされることを意図していたようである。東山御文庫本の写しが作成され、流布した徴証は見出せないこともこれを裏付ける。ただし江戸時代後期に至ると、基熙輿書本によって広く流布するようになり、朝廷の諸行事を記した亀鑑とされるようになった。<sup>11)</sup>

## 二 『御うぶや以下の次第』

本書は後水尾天皇御撰にかかり、皇子女の誕生から幼年期にかけての諸行事についてまとめられた書である。ほかに『若宮姫宮様内々御祝儀覚』『後水尾院宸筆御記』『御産室次第』などの異称があるが、『御誕生ヨリ御十三マテノ事』との称は、管見の限り底本以外には見出せない。

本文の記述は、出産時に用意されるべき道具から始まり、胞衣の扱い、七夜の御膳など誕生直後の行事や、それより一三歳頃までに行われる髪置、色直、深曾木といった種々の祝儀の作法について述べられている。このような内容がまとめられている書物は、本書および『後水尾院當時年中行事』のほかに見出すことができない。本書は短文ながら、各行事と祝儀の作法について詳細な記述を有しており、貴重なものであるといえる。

現存する写本はそれほど多くないが、そのほとんどは江戸時代後期の写しである。さらに叢書にも収められており、『墨海山筆』に『御うぶや以下の次第』として、『池底叢書』に『後水尾院御記』として収載されている。また高橋宗直が編纂した『寶石類書』<sup>12</sup>は項目ごとに史料を掲げる形式の類書であるが、巻一の「降誕事并御うぶやしなひの事」のうち「御宮参りの事」「御七夜の事」などの項目に、『後水尾院宸筆御記』として本書のほとんどが分割して引用される。また『列聖全集』<sup>13</sup>に全文の翻刻がある。

### 書誌と写本系統について

底本は図書寮文庫所蔵の『御うぶや以下の次第』の一写本であり、登録さ

れた書名は『御誕生ヨリ御十三マテノ事』、函架番号は四五七―三三、一冊、桂宮本である。法量は縦二三・七cm、横一七・二cm。袋綴装で、後補の藍色表紙を持ち、表紙左上に貼られた紙に「御誕生より御十三までの事」と墨書される。内扉（旧表紙）には中央に「御誕生より御十三までの事」と直書され、その右に「（墨附拾枚）信九十五號」と記された紙片が貼られる。墨付は内扉を含めて一〇丁で、文字詰めは一定せず、半丁あたり八―一〇行、一行あたり二〇字程である。奥書などはなく、書写の経緯は不明であるが、その筆跡は桂宮家仁親王（一七〇三―一七六七）のものであるので、江戸時代中期の書写ということになる。『御うぶや以下の次第』の写本のうち、確認できた中では最古写本である。また写本系統上は流布本とは異系統で、原本により近い本文を有すると思われる。

本書については、すでに和田英松氏によってこれが後水尾天皇御撰であることが考証され、その根拠となる奥書が示されている。<sup>14</sup>いまこれに拠りつつ、写本系統について整理しておきたい。

まず流布本には、そのほとんどに次の奥書があり、流布本の祖本が宝永三年（一七〇六）に御厨子所預高橋宗恒が書写した本であることが知られる。<sup>15</sup>

右者御乳母之覺書をかりて寫し候也、近世の御祝儀内々にて被行來候次第也、

御厨子所預  
寶永三年九月上旬 紀宗恒

また右の奥書を持つ写本の多くには、これに続けて「宗直云以異本奥書考之」として高橋宗直（宗恒の孫）の書き入れがあり、さらに「イ本奥書」と

して桂宮家諸大夫生嶋永盛の奥書が記されている。

宗直云以異本奥書考之

後水尾帝製作無疑者也、尤世上類本無之也、九條殿より度々被仰下ゆへ  
献上候處、則うつし留シメラれ了、其外ハ何方へもいたし不申候、すい  
ふん祕藏すへし、

イ本奥書

後水尾院、

右此御次第は、法皇様勅筆にて遊され、上様へ進られ候御祕書也、其後  
新中納言とのより法皇様へ御のそミ仰上られ候ゆへ、御とりかへし遊さ  
れ候、靈元院、當今様へ進られ、すなハち御うつし出来、宸翰の書返進あそハさ  
れ候、新中納言殿仰上られ候、此御本大事の御本候間、もはや外へ出申  
さぬやうに遊され進られ候やうにと仰上られ候、其後御祕書二なり、當  
今様と上様とに一冊つゝ有之ほかにハすきとこれなき御本也、其後ほと  
へて、法皇様御むしほしの御折節、上様ならせられ候て御らんせられ、  
分させられ進られ候、其時御本のあいたより御しんかんの御本出ル、則  
上様へ進られて今此御所にあり、かやうのめてたき御本ゆへ御祕書なか  
ら御すきにひそかに御うつし被成候まゝ、尙仁、員宮様御はんしやうにて、  
宮々様かたの御しうきのためとおほしめし候、かたく祕し候て寫し申候  
ハ、永盛に寫とめ申候やうにと仰出され御出しかたしけなく、則即座に  
六條との、お局にてうつし一校合了、千秋萬歳あなかしこ、ふかくひつの底におさ  
め人のみきゝに及すへからすと御つたへさせ給へ、

延寶つちのとのひつしの年正月初七

永盛謹寫

ここに見える「上様」とは後西上皇のことと考えられ、その大意を記せば次  
のようにならう。すなわち、この書は後水尾上皇宸筆で、もと後西上皇に進  
めたものであったが、宸筆の本は新中納言（靈元天皇の生母藤原國子）の望み  
を承けて、後水尾上皇がこれを返させたのち靈元天皇に進められた。靈元天  
皇は写しを作成して宸筆の本は返進された。その後、後水尾上皇の蔵書の曝  
涼の折、後西上皇が参上された際に蔵書を分け与えられた。その時に宸筆の  
本が出来し、今は後西上皇の御所にある。このように秘藏されてきた書で  
あったが、後西上皇は、員宮（後西上皇の皇子、桂宮尙仁親王）の王子女の祝  
儀のためとして、永盛に写させるよう仰せられ、永盛は延寶七年（一六七九）  
正月に、六條殿（尙仁親王の生母藤原定子）の局においてこれを写した。

この異本奥書により、本書が後水尾天皇御撰であること、および本書が桂  
宮家に伝わった経緯が知られる。翻刻の底本とした桂宮本は、永盛によつて  
もたらされた本を家仁親王が後に写したものであると考えられる。

またこれらの奥書により、本書の写本系統は、高橋宗恒書写本を祖本とす  
る系統と、生嶋永盛書写本の系統との二つに大別できることが知られる。両  
者を比べると、永盛のほうに書写年が古いこと、また宗恒は乳母の所持して  
いた写しを転写したものであるのに対して、永盛が写した親本は後水尾上皇  
の宸筆本か、それに極めて近い写しであると考えられることから、永盛書写  
本の系統をより重視すべきである。管見の限りでは永盛の奥書のみを有する  
写本は見出せないことから、現存の写本のうちでは、永盛書写本を写したと  
思われる桂宮本が最も良質の本文を伝えていると考えらるべきであろう。なお  
一方の宗恒書写本の原本については、その存否は不明である。

本文の異同について

桂宮本と流布本とを比べると、その数は少ないが本文が相違するところがある。主な相違箇所について記すと次の通りである（傍線部）。

(1) 御誕生の御道具

(桂宮本) 御ひやうふ 松竹、鶴龜、しら繪

(流布本) 御ひやうふ、松竹、つるかめ、しろゑ、ふちへりなし、

(2) 御七夜の御膳

(桂宮本) かなかしら

(流布本) かなかしら二つ

(3) 御宮参

(桂宮本) 御ねりこ御はいせんの上らふ、御はしを壹せんそろへ、さきのかたをもちて中らおりて、本のかたをそのまゝおき、御ねりこくゝめ参らす、

(流布本) 御ねりこ御はいせんの上らふ、御はしを一せんそろへ、二つに中よりおりて、もとのかたをそのまゝをき、さきのかたをもちて御ねりこくゝめまいらす、

(4) 髪置

(桂宮本) 御いわぬこんの覺、

(流布本) 御いわぬこんのおほへ、つほねにて、

(5) 色直

(桂宮本) 御所にても二こん出る、それより御はしなをしまいらせられ候、

御もらいやミ、おとなのことくに御せんこしらへあけ申候、

(流布本) 御所にても二こんいつる、それより御はしなをし御せんこしらへあけ申候、

また、流布本には頭書が最多で三箇所認められるが（写本によって頭書の数が異なる）、これらは例えば「御多な」の項の「小かたな」の上に「小刀ハ竹刀也」とあるように、本文の注釈であり、後に付されたものと看做してよい。<sup>(16)</sup>

本書の性格について

本書の作成の経緯については、それを語る史料を見出すことができず、不明とせざるを得ない。しかし、本書に述べられている行事のほとんどが『後水尾院当時年中行事』と重なること、永盛奥書に見えるように、本書が秘書とされたこと、また生母が深く関わって靈元天皇・尙仁親王にもたらされたこと、流布の端緒となった宗恒書写本が乳母の所持していた写本の写しであることなどからして、本来は天皇と天皇に近侍する女官の参考にする目的で著されたものと考えられる。またこのようなあり方は、『後水尾院当時年中行事』と類似するものであり、この両書が江戸時代における奥向きの諸行事の形成に大きな影響を与えたことを窺うことができる。

注

(1) 米田雄介「朝儀の再興」『日本の近世』二、中央公論社、一九九一年、『東山御文庫御物』二「当時年中行事」、毎日新聞社、一九九九年。



- (2) 『改定史籍集覧』第二十七卷、近藤出版部、一九〇二年、『丹鶴叢書』第六卷、国書刊行会、一九一四年、『列聖全集』御撰集六、列聖全集編纂会、一九一七年、『新註皇学叢書』第五卷、広文庫刊行会、一九二八年。
- (3) 和田英松『皇室御撰之研究』明治書院、一九三三年。
- (4) 酒井信彦『後水尾院当時年中行事』の性格と目的』『東京大学史料編纂所研究紀要』第七号、一九九七年。
- (5) 国会図書館に二部所蔵されているが、これは東山御文庫本を明治初年に写したものである。蔵書印「宮内省図書印」あり。
- (6) 酒井論文参照。同論文には、流布本には基熙奥書に加えて、伊勢貞丈が校合を行った旨の奥書を有するものがあることが紹介されている。
- (7) 筆者は国文学研究資料館架蔵のマイクロフィルムによって調査を行った。
- (8) 酒井論文参照。
- (9) 例えば、正月四日の千秋万歳は正親町天皇の崩御を契機に途絶えてしまったこと、後七日御修法が義演の申し出によって再興されたこと、三月巳日の人形進上に関わる賀茂家・安倍家についての記述など。
- (10) 「仮名書年中行事」(勅封一一三―四―四―七)は巻上を、「禁秘抄御抜書」(勅封一一三―四―四―八)は巻下をもとに中御門天皇が注釈を加えたもの。ほかにも本書を抜書したものが数点存在する。
- (11) 例えば『嘉永年中行事』(明治二十一年、勢多章甫編、江戸時代後期の朝廷の年中行事をまとめたもの)は、明らかに『後水尾院当時年中行事』を下敷きにして書かれている。
- (12) 伏一七八九など。なお『宝石類書』には、同名で内容の異なるものがある。
- (13) 『列聖全集』御撰集六、列聖全集編纂会、一九一七年。
- (14) 『皇室御撰之研究』明治書院、一九三三年。
- (15) 以下の奥書は、内閣文庫本(二四五―二七六)、図書寮文庫松岡本(二〇八―一三五二)、京都大学附属図書館平松文庫本(四/オ/一)、京都大学総合博物館勸修寺本(目録化史料八四二)などを参考に、校訂した結果を示した。
- (16) 他の二箇所は、「御ゑな」の項の「すゝしのいと一ぢやう二しやくよりあわせ」の上に「はななすの緒也」とあり、「御髪置」の項の「御はいせん」の上に「御はいせん御てなかと同し事也、この御てなかはやくそうの事也」とあるものである。

順徳院より管領妙法後醍醐天皇御年十  
 行奉りかまのいさ 管領ののちとあること  
 へる物ありとゆふたを御とせれ電鑑なり  
 ことはいはすなりと申す行合をい共れいふ  
 こととせくあり可うはしとありつゝ應にす  
 外より法園と武士とのりくろひなりを  
 おく社領寺公孫と社領を押合はす  
 而るよりいさなりとありなりとのり  
 日々に冬落りそり建保建武のせしに  
 社領とありいさなりとあり信長をい先  
 ころの管領の用とせり解朝廷を任

図1 「後水尾院当時年中行事」序文1

管領とありなりとあり 管領 系無可報 後醍  
 天皇の言正ありと彼風をいはれはるるを  
 けしとありとありとありとありとありとあり  
 を陣懸きとありとありとありとありとあり  
 度元をいやのいれはれとありとありとあり  
 する征夷將軍 后府といふこととありとあり  
 とうとありとありとありとありとありとあり  
 ころの物とありとありとありとありとあり  
 のこととありとありとありとありとあり  
 ありとありとありとありとありとありとあり  
 なることとありとありとありとありとあり  
 同こととありとありとありとありとあり  
 ありとありとありとありとありとありとあり  
 人今いさなりとありとありとありとあり

図2 「後水尾院当時年中行事」序文2

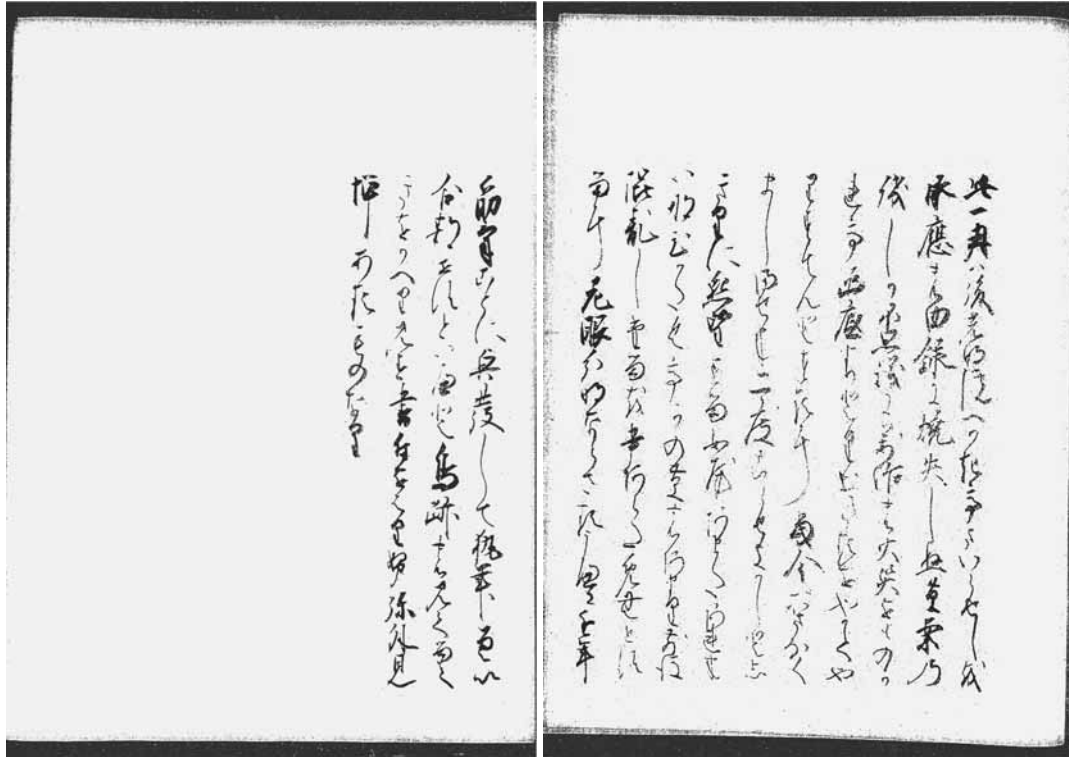


図3 「後水尾院当時年中行事」跋文

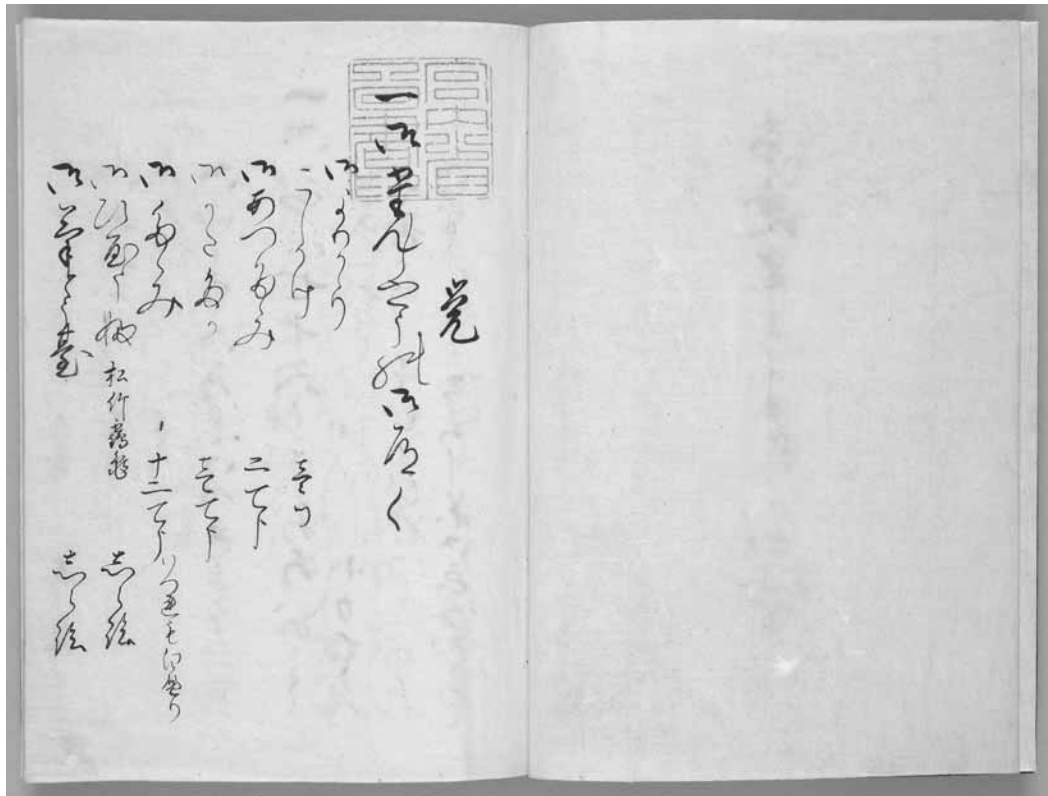


図4 「御誕生ヨリ御十三マテノ事」冒頭